

# 横浜市都市計画マスタープラン 旭区プラン



平成30年11月

横浜市旭区役所・都市整備局



## 改定にあたって

### [まちの成り立ち]

明治 22(1889)年、市町村制施行時の旭区は横浜市域に含まれておらず、都筑郡都岡村、二俣川村、西谷村（一部）で構成されていました。その頃は八王子街道沿いの農村でしたが、神中鉄道（相模鉄道の前身）開通後に市街化が進み、昭和 14(1939)年までに旭区全域が横浜市へ編入されると、昭和 30 年代に人口が急激に増加しました。昭和 44(1969)年に保土ヶ谷区から分区した旭区が誕生し、同じ頃、二俣川ニュータウン、左近山やひかりが丘などの丘陵地に大規模な戸建住宅地や集合住宅団地が相次いで建設されました。

### [旭区の現状]

旭区の人口は平成 15（2003）年にピークを迎え、その後は横ばいに推移していましたが、平成 27（2015）年以降は人口減少が顕著となり、平成 47（2035）年にはピーク時の約 2 割の人口減が予測されています。また、旭区では高齢化が進行しており、高齢者数は全 18 区で一番多く、2025 年問題が喫緊の課題となっています。

旭区は帷子川の源流域となっており、帷子川とその支流により起伏の多い複雑な地形が形成されています。また、緑の 10 大拠点のうち 4 拠点が区内にあり、中心市街地とは河川によって繋がっています。かけがえのない緑と幾筋の河川に囲まれた生物多様性豊かな自然環境が旭区の特徴です。

一方で、まちづくりにおいては、二俣川駅南口の再開発や神奈川東部方面線（相鉄・JR 直通線、相鉄・東急直通線）の整備が進められ、旭区の交通利便性や魅力の向上が期待されます。また、旧上瀬谷通信施設の土地利用や鶴ヶ峰駅周辺の地下方式による連続立体交差化とそれに伴う周辺のまちづくりなど、今後も大規模なまちづくりが控えています。

### [改定の経過]

旭区では平成 16(2004)年 8 月に横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン「旭区のみちづくり」を策定し、「くらしを大切にしたいまち」を目標としてまちづくりを進めてきました。策定から 10 年以上が経過し、急速な高齢化の進行や大規模なまちづくりの進展など、旭区を取り巻く状況は大きく変化しており、現状に即した新たなまちづくり計画が求められています。併せて、平成 18(2006)年に「横浜市基本構想（長期ビジョン）」が策定され、社会経済状況の変化に合わせ「横浜市都市計画マスタープラン・全体構想」が平成 25(2013)年 3 月に改定されるなど、上位計画との整合を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、20 年後の旭区の目指す将来像を示し、区民・事業者のみなさまと共に実現に向けて取り組めるよう、このたび旭区プランを改定しました。

※文章中のデータ等については、P.33【参考 2】を参照ください。

◆旭区の位置



# 目次

---

I 横浜市都市計画マスタープラン旭区プランとは	1
1 横浜市都市計画マスタープランとは	1
2 旭区プランとは	1
3 これまでの取組成果	3
II 旭区の将来の姿	4
1 旭区的主要な課題	4
2 旭区の目指す将来像	5
3 将来都市構造図	6
III まちづくりの方針	7
1 土地利用の方針	7
2 交通の方針	11
3 環境の方針	15
4 魅力と活力の方針	19
5 防災と防犯の方針	23
IV 旭区プランの推進	26
1 推進体制	26
2 進捗評価	31
3 見直し・拡充	31
【参考1】 評価指標(案)	32
【参考2】 関連データ集	33
【参考3】 用語の解説	54

# Ⅰ 横浜市都市計画マスタープラン旭区プランとは

## 1 横浜市都市計画マスタープランとは

横浜市都市計画マスタープランは、都市計画に関する長期的な基本方針を定めたものであり、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本方針」として位置付けられています。また、その内容は上位計画である「横浜市基本構想（長期ビジョン）」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定められています。

## 2 旭区プランとは

横浜市都市計画マスタープランの構成は「全体構想」と「地域別構想」を基本としており、旭区プランは「地域別構想」となります。

旭区プランは、「全体構想」を前提とし、関連する「分野別計画」との整合を図るとともに、区のおおむね 20 年後を見据えた将来像を示し、区民と協働してまちづくりを進めていくうえでの基本方針として策定しています。

### 横浜市都市計画マスタープランに求められる役割

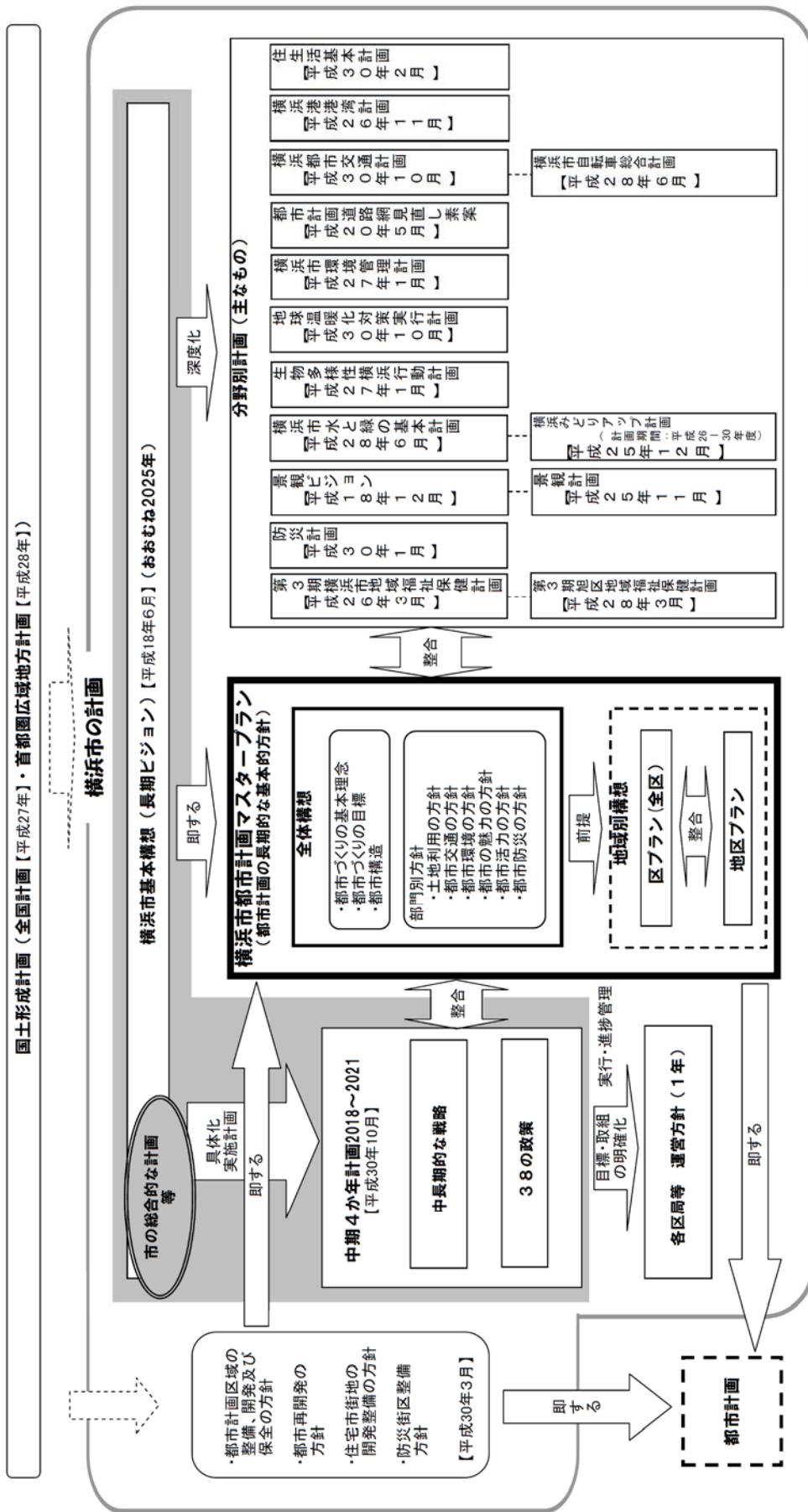
- ①まちづくりの基本理念や目標を定めることにより、都市計画を定める際の指針とします。
- ②土地利用や都市施設整備など都市計画に関する方針や情報等をまとめ、市民にお知らせします。
- ③まちづくりの目標等を市民と共有することにより、まちづくりに多様な主体が参画する機会を促します。

#### 〔参考〕都市計画法第 18 条の 2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

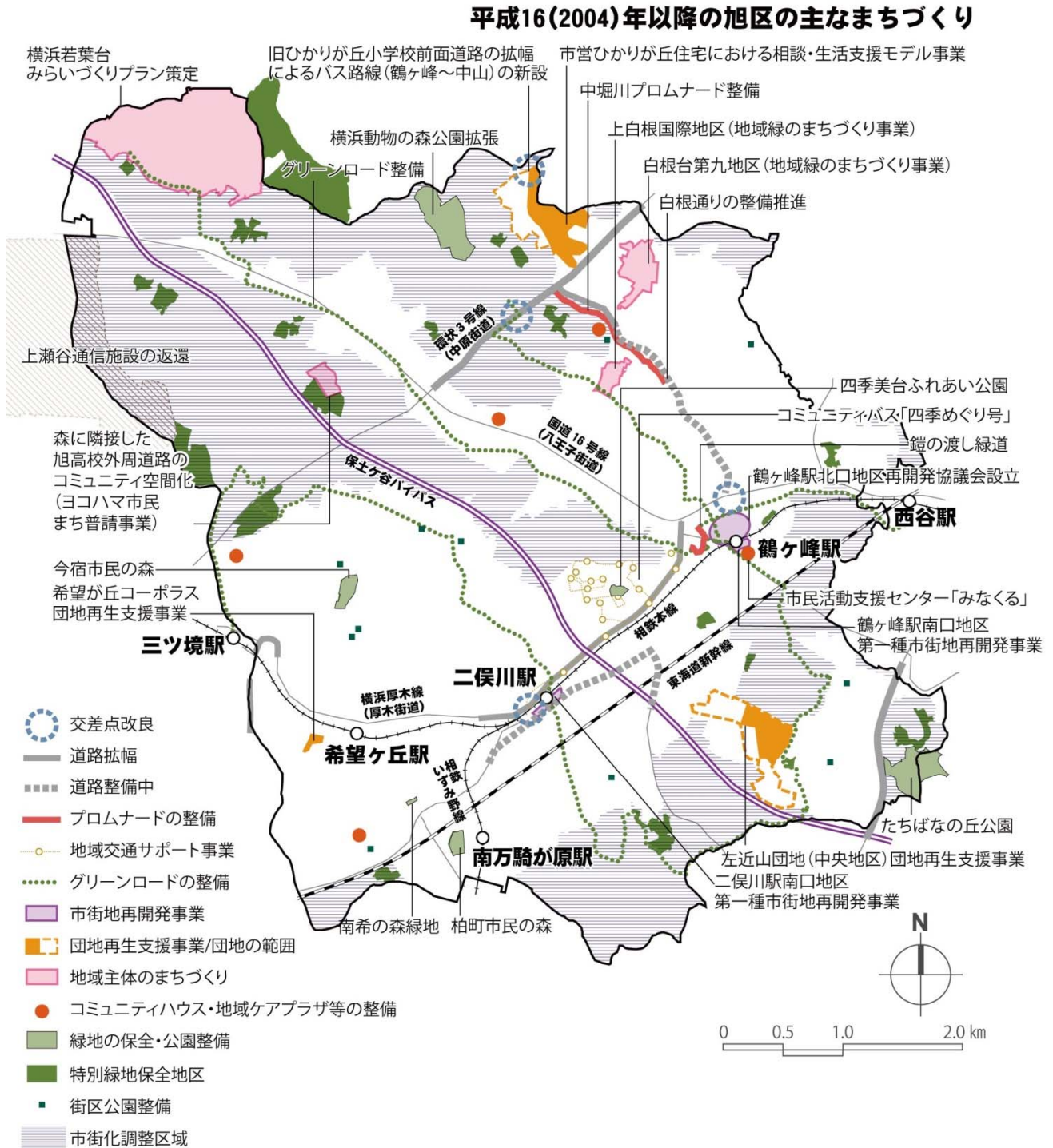
# 横浜市都市計画マスタープランと関連計画との関係



※出典：「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成25(2013)年3月）をもとに旭区が作成（平成30(2018)年10月時点）」

### 3 これまでの取組成果

平成16年に策定した旭区プランでは、目標を「くらしを大切にしまち」と定め、まちづくりを進めてきました。主なまちづくりの成果としては、下図のようなものが挙げられます。





## II 旭区の将来の姿

### 1 旭区的主要課題

旭区は区民意識調査（平成 26 年 9～10 月実施）によると区内への定住意向が 8 割と高いものの、地域によっては「買い物がしにくい」「交通の便が悪い」など、日常生活を送るにあたっての課題があります。また、旭区では既に人口減少が始まっており、少子高齢化に伴う郊外部の活力低下や都市インフラの老朽化も指摘されています。

このように社会経済情勢が大きく変化している中、住み慣れた「ふるさと旭」で安心して健やかに暮らし続けることができるよう、区民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていく必要があります。

#### ◆主要課題

##### （1）土地利用

高齢化の進行により、住み慣れた場所での日常生活に支障が出てきている地域があることから、住環境の向上に向けて、地域特性に応じた柔軟な土地利用を図る必要があります。

##### （2）交通

道路ネットワークが脆弱なことから、交通が不便な地域が多く、区民の外出の機会の減少や慢性的な交通渋滞が発生しているため、交通ネットワークの強化が必要です。

##### （3）環境

まとまった緑は保全が進められているものの、市街地に緑が少なく、農地や樹林地は減少傾向にあります。健全な水環境を維持するためにも、緑のさらなる保全が必要です。

##### （4）魅力・活力

鶴ヶ峰・二俣川駅は、主要な生活拠点として機能を強化させ、魅力を向上させることが必要です。また、大規模団地の活性化を図り、持続可能なコミュニティを形成していく必要があります。

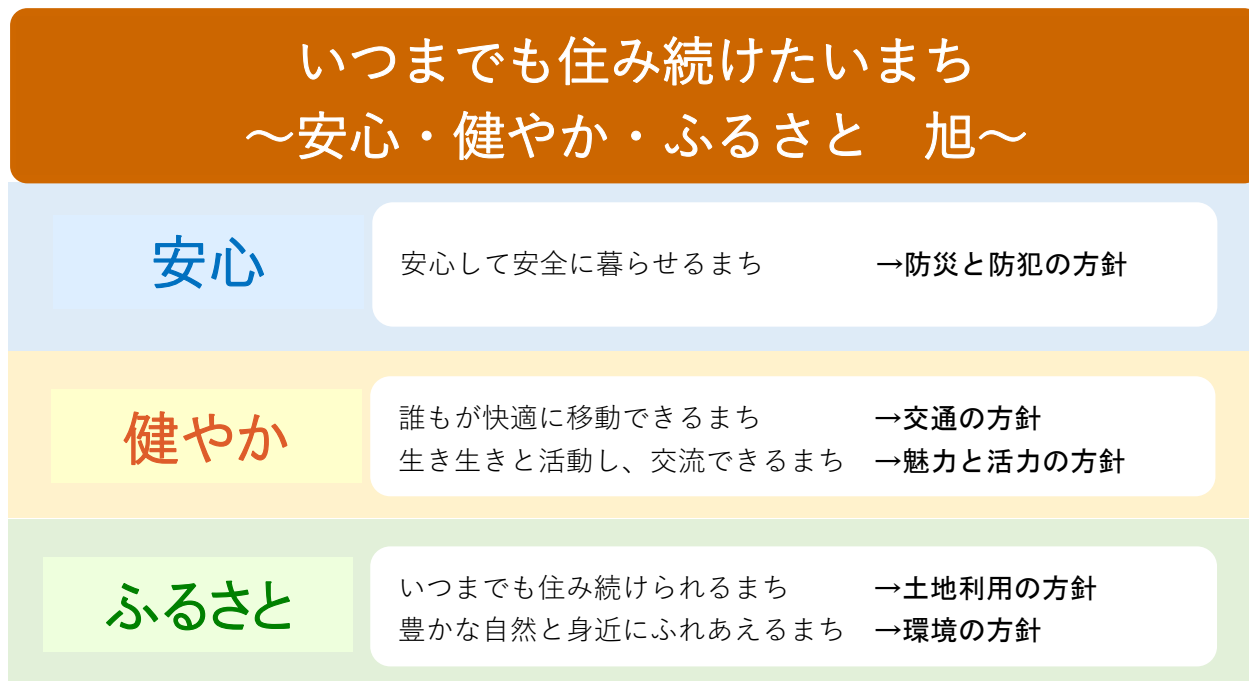
##### （5）防災・防犯

被害を想定している巨大地震や大雨による浸水被害など自然災害に対する備えが必要です。また、地域における意識向上を図り、自助・共助による防災・防犯体制の構築が必要です。

## 2 旭区の目指す将来像

旭区の抱える課題に対応するとともに、地域の個性や特色に応じた良質で持続可能な住環境を目指すため、「いつまでも住み続けたいまち ～安心・健やか・ふるさと 旭～」を将来像とします。

### ◆目指す将来像



#### (1) 安心

雨水の流出抑制や河川改修などの治水対策がなされ、地域防災拠点までの避難路やオープンスペースが確保された災害に強いまち

地域協働や公民連携による見守りの目が増えることでセーフティネットが行き届き、必要な時に助け合える安全・安心なまち

#### (2) 健やか

バスや電車などの公共交通の充実や道路整備を推進し、魅力的な歩行者空間整備を図り、区民が快適に外出できるとともに、体を動かし、健康づくりを増進できるまち

駅周辺や大規模団地の生活拠点では、人が集まり、区民活動が活発に行われるなど、交流を大切にした活気のあるまち

#### (3) ふるさと

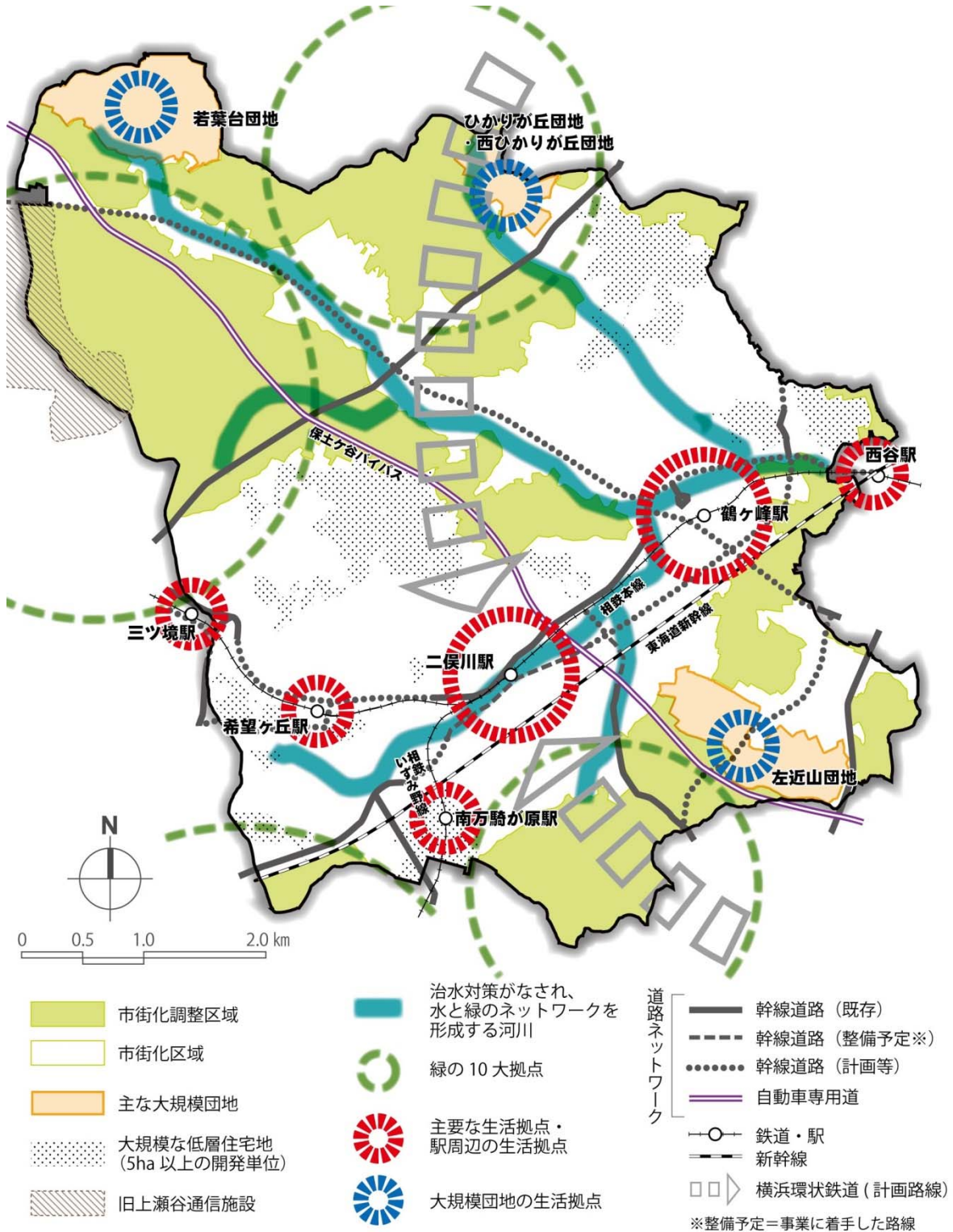
郊外の住宅地においても、商業施設が充実している駅まで出ることなく、住み慣れた地域内で日常生活が送れる誰もが住みやすく、住みたくなるまち

市街地にも保全された豊かな緑と帷子川流域が有する健全な水循環により、水と緑のネットワークが形成された生物多様性豊かなまち

### 3 将来都市構造図

将来都市構造図は、旭区のまちの成り立ちや、街路・街区の形状、現在の土地利用の状況を踏まえ、将来の目指すべき都市の姿を概念的に示したものです。

#### ◆将来都市構造図



## III まちづくりの方針

### 1 土地利用の方針

#### ～いつまでも住み続けられるまちづくり～

##### 基本的な考え方

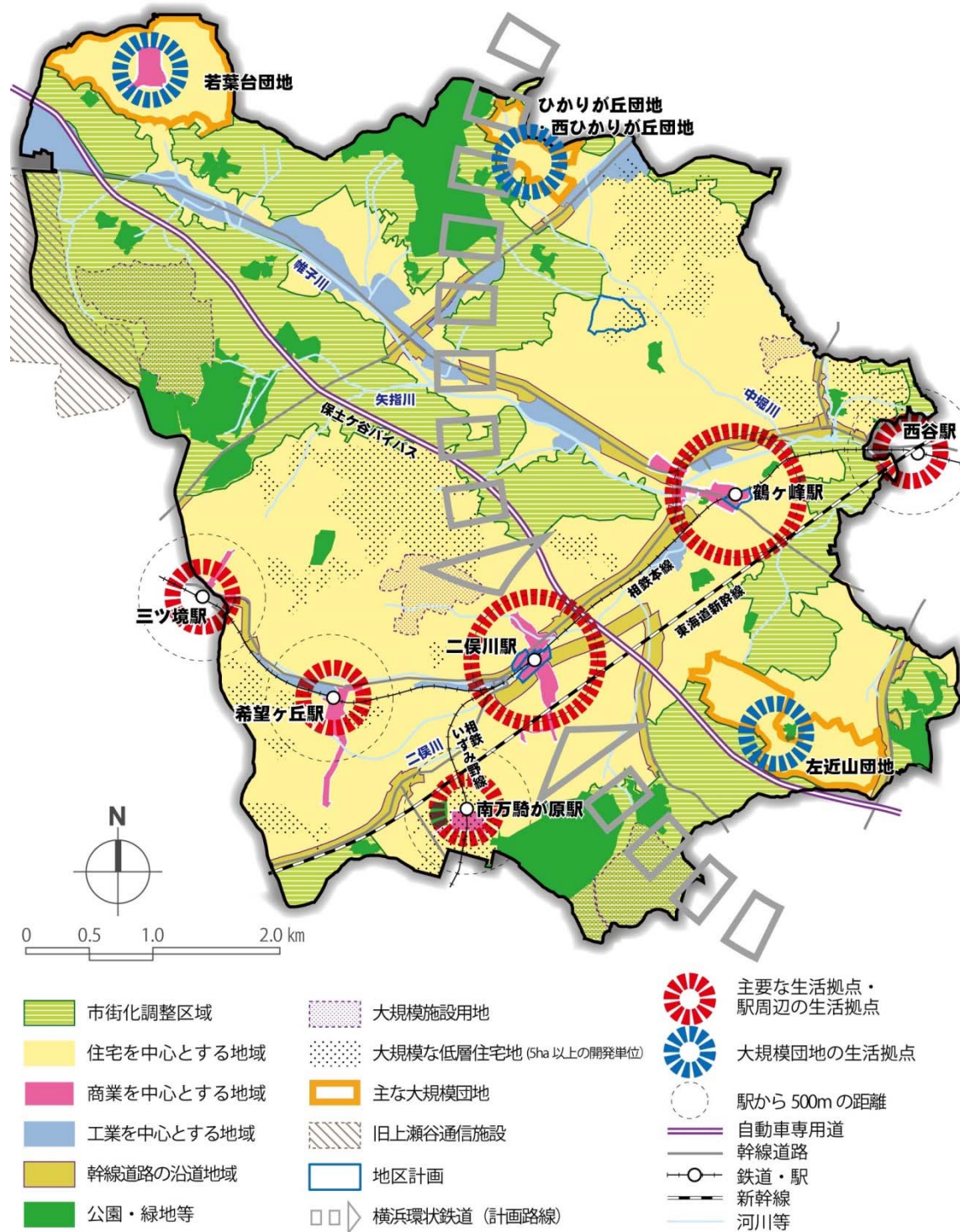
- ・ 市街化区域については、まちづくりのルールを活用や都市計画の変更も視野に入れながら、バランスのとれた市街地を形成し、適切な住環境を維持します。
- ・ 市街化調整区域では、農地・樹林地の保全を基本とし、環境を維持しますが、横浜環状鉄道にあわせた沿線まちづくりなど、必要に応じて土地利用を見直します。
- ・ 鉄道駅周辺については、周辺地域の実情や課題を踏まえて、通勤・通学を含む日常生活の利便性向上に寄与するような土地利用を図ります。
- ・ 旧上瀬谷通信施設については、緑や農の保全とのバランスを図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した土地利用の具体化を図ります。

##### 【背景・課題】

※P.39「2.土地利用に関するデータ」参照

- ・ 高齢化が進む中、住宅地には手軽に買物ができる商店などの日常生活を支えるサービス施設が求められています。また、人口減少に伴い、空家が増加傾向にあり、住環境の維持に向けて対策を強化していく必要があります。
- ・ 市街化調整区域では、資材置き場や墓地の開発などによる緑の減少や交通量の増加が見られるため、既存の自然環境や住環境への配慮が求められています。
- ・ 鉄道駅周辺は、交通渋滞の発生や歩道がないため歩行者と車が錯綜するなど、危険な状況がみられ、通勤や通学、買い物等の日常生活に大きな支障となっています。また、駅前でも商業施設やサービス施設が不足している地域があることから、生活拠点としての機能が充足するよう駅周辺のまちづくりを総合的に進める必要があります。
- ・ 平成 27 年 6 月に返還された旧上瀬谷通信施設は、施設面積が（瀬谷区側と合わせて）約 242ha にもなる広大な土地であり、農地や豊かな自然が広がっています。将来の土地利用に向けて、地権者や区民等の意向も踏まえ、地区の特徴を最大限生かした土地利用基本計画の策定が必要となっています。

◆土地利用の方針図



## 【方針】

### (1) 市街化区域

#### ① 住宅を中心とする地域

- ・ 地区計画や建築協定、景観協定などを活用して、敷地の細分化を防止し、緑地を保全するなど、ゆとりある住環境を維持します。また、住環境に関するルールづくりと運用等の支援として、まちづくりに関する情報提供や専門家の派遣などを行います。
- ・ 近隣に商業施設がなく生活利便性の向上が必要な地域では、第一種低層住居専用地域等においても、生活利便サービスなど多様な施設の立地が可能となるよう、都市計画の変更も視野に入れながら検討します。
- ・ 住宅の建替えや開発の際には、既存の街並みへの影響に配慮し、防犯灯を設置するなど、周辺住環境の改善にも資するものとなるよう誘導します。
- ・ 若葉台団地、左近山団地、ひかりが丘団地・西ひかりが丘団地など、郊外の大規模団地においては、地域特性やニーズに応じた再生を進め、住み慣れた地域で生活を継続することができるようになります。
- ・ 団地において建て替えが必要になった場合や、開発当時に定めた規制内容が地域の実態に合わなくなった場合は、都市計画の変更も視野に入れながら検討します。
- ・ 空家・空き地については周辺の住環境を維持するため、活用に向けた支援や適正な管理の指導を進めます。

#### ② 商業を中心とする地域

- ・ 商業・業務施設等の立地誘導などにより、区民生活の利便性向上を図ります。
- ・ 開発などの機会をとらえ、商業・業務施設とともに、都市型住宅などを誘導し、地域の特性に応じた土地の有効利用を図ります。

#### ③ 工業を中心とする地域

- ・ 工場などの操業環境を維持するとともに、敷地内の緑化などを促進し、周辺の住宅と共存できる環境を誘導します。

#### ④ 幹線道路の沿道地域

- ・ 沿道サービス施設や中高層住宅の立地を促進し、沿道にふさわしい街並みを誘導します。

### (2) 市街化調整区域

- ・ 市街化の抑制を基本とし、農業振興や農地の利用促進を図るとともに、農地・樹林地などの緑の多い環境を保全します。
- ・ 資材置場等に必要な管理用建築物などの開発が行われる場合には、周辺の自然環境や住環境と調和し、安全に配慮した土地利用となるよう誘導します。
- ・ 横浜環状鉄道の計画の具体化に合わせて土地利用を見直します。

### (3) 鉄道駅周辺

#### ① 主要な生活拠点

##### 《鶴ヶ峰駅》

- ・ 帷子川の自然環境や畠山重忠ゆかりの史跡などの地域資源を生かしつつ、区役所や公会堂などが立地する「行政機能と文化施設の充実したまち」としての土地利用を図ります。
- ・ 北口周辺のまちづくりについては、鶴ヶ峰駅周辺の連続立体交差化と連動・連携しながら、地域と共に検討し、鉄道敷地を含め、区民の利便性向上に寄与する都市基盤整備や土地の高度利用を図ります。また、特別緑地保全地区の指定や公園の再配置など必要な見直しを行います。
- ・ 区民の重要な移動手段であるバス交通や横浜動物の森公園（ズーラシア）の玄関口としての交通機能の強化を図るため、鶴ヶ峰バスターミナルと鶴ヶ峰駅を効果的に連動させたバス・鉄道ターミナル駅として拠点づくりを進めます。

##### 《二俣川駅》

- ・ 駅周辺の交通の円滑化を図り、交通結節点の拠点性を高めるとともに、商業・業務施設に加えて宿泊施設などの立地を誘導することで、「商業・業務機能の充実したまち」としての土地利用を図ります。
- ・ 神奈川東部方面線の整備効果や運転免許試験場、県立がんセンターなどの周辺施設が持つポテンシャルを最大限に発揮し、多世代の人々が広域から集まる、多様な都市機能を備えた魅力的な拠点の形成を目指します。

#### ② 生活拠点

##### 《希望ヶ丘駅》

- ・ 駅周辺に続く沿道の賑わいを確保しながら、歩行空間を改善し、適切な住環境の維持を図るとともに南口の駅前広場空間の再編を鉄道事業者と連携して進めます。
- ・ 三ツ境駅方面への改札口の増設や駅前の交差点における交通環境の改善については、駅周辺と合わせて総合的なまちづくりを進めます。

##### 《南万騎が原駅》

- ・ 駅周辺の緑豊かな秩序ある住環境を良好に維持しつつ、楽しみながら歩ける洗練された街並みを創出します。
- ・ 新たな若年層の流入と、地域内での住み替えの促進を目指し、生活利便サービスの充実と住み続けたい環境の創出を図ります。

##### 《三ツ境駅・西谷駅》

- ・ 駅舎自体は隣接区にあるものの、旭区内にも駅勢圏をもつ三ツ境駅・西谷駅については、各区における土地利用と連携して、不足するサービス施設の立地を促進するなど生活利便性の向上を図ります。

### (4) 大規模な土地利用

- ・ 大規模施設を建て替える場合は、周辺の住環境へ与える影響が大きいことから、十分な配慮のもと、周辺地域にも寄与する計画となるよう誘導します。
- ・ 旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的な課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。

## 2 交通の方針

### ～誰もが快適に移動できるまちづくり～

#### 基本的な考え方

- ・ 公共交通については、誰もが快適に移動できるように、横浜環状鉄道の推進やバス路線の拡充と利便性の向上を図るとともに、地域に適した新たな交通手段の導入・支援を行います。
- ・ 道路については、交通渋滞の解消や緊急車両の通行に支障がないように、既存道路の改良や都市計画道路の未整備区間の整備を進めます。
- ・ 歩行空間については、安全で快適に歩けるバリアフリーの環境整備を進めます。また、区民の健康増進などに寄与する魅力的な歩行空間を創出します。
- ・ 日常生活において支障となっている交通問題については、交差点の改良や踏切の除却などを進め、交通環境を改善します。

#### 【背景・課題】

※P.42「3.交通に関するデータ」参照

- ・ 旭区は電車やバスといった公共交通ネットワークが不足しており、区民の外出機会減少につながっています。また、最寄駅まで15分で到達できない交通が不便な地域が広く分布しています。交通が不便な地域には、左近山や若葉台、ひかりが丘など、高齢化の進む大規模団地も含まれており、若年世代の流入を妨げる要因の一つとなっています。
- ・ 都市計画道路（自動車専用道路、金沢シーサイドラインを除く）の整備率は、平成28年度末時点で旭区が42.1%と横浜市全体の整備率68.3%と比べて低く、全18区の中でも2番目に低い整備率となっています。未整備の区間では住宅地への車の流入や交通渋滞などが発生しており、緊急車両の通行にも影響が出ていることから、交通環境だけでなく防災・防犯面の課題もあります。
- ・ 主要な地域道路においても、十分な歩行空間が確保されていない部分があるため、歩行者が安全に通行できない状況が見られます。また、歩道が整備されていても、段差や歩道内の電柱等、歩行環境が悪く、車椅子やベビーカーなどの通行に支障がある部分もあります。
- ・ 横浜動物の森公園（ズーラシア）や運転免許試験場など、来場者の多い施設周辺では、慢性的に渋滞が発生している箇所があるため、周辺地域において交通環境の改善が必要です。また、相鉄線の線路が区内を横断しているため、踏切による慢性的な渋滞や南北市街地の分断が課題となっています。特に、鶴ヶ峰駅周辺では道路ネットワークが脆弱なこと、開かずの踏切が多く存在することなどから、緊急活動への支障や、踏切を通学路として指定せざるを得ないなど、区民の生活に弊害が出ています。



◆交通の方針図



## 【方針】

### (1) 公共交通ネットワークの強化

#### ① 鉄道網の強化

- ・ 交通が不便な地域の解消や市内の主要な生活拠点等への交通利便性を向上させるため、横浜環状鉄道（中山～二俣川経由～東戸塚区間）の実現を推進します。
- ・ 神奈川東部方面線の整備を進めることにより、東京都心や新幹線が発着する新横浜駅へのアクセス性向上を図り、また、来街者の増加や生活関連施設の充実など、開通により期待される効果を最大限活用したまちづくりを進めます。
- ・ 通勤・通学を含む日常的な鉄道利用者の利便性向上と横浜動物の森公園（ズーラシア）等の観光施設へ更なる集客を図るために、鶴ヶ峰バスターミナルと鶴ヶ峰駅の接続を強化します。また、神奈川東部方面線開通や鶴ヶ峰駅周辺の連続立体交差化の機会をとらえ、特急・急行列車が停車する交通拠点を目指し、必要な環境整備を進めます。

#### ② バス路線の強化

- ・ バス利用が不便な地域では、幹線道路や地域道路の整備にあわせたバス路線の新設や既存のバス便の充実を図ります。また、渋滞する道路にバスベ이의整備などをし、スムーズな運行を確保します。

#### ③ 地域に適した交通手段の導入・支援

- ・ バス路線がない等の交通が不便な地域や高齢化などにより外出時の交通手段を確保することが困難な地域において、地域の主体的な取組や新たな公共交通の導入への様々な支援を行います。

### (2) 道路ネットワークの強化

#### ① 幹線道路（都市計画道路）の整備

- ・ 幹線道路である、国道16号線、鴨居上飯田線、保土ヶ谷二俣川線、横浜厚木線（厚木街道）、希望ヶ丘瀬谷線、桐が作川島線等の整備を進め、環状3号線（中原街道）、環状2号線とあわせて幹線道路ネットワークの形成を進めます。

#### ② 主要な地域道路の整備

- ・ 白根通り、試験場通り、ニュータウン通り、旧厚木街道、野境道路、水道道など、住宅地と駅や幹線道路を結ぶ主要な地域道路を整備し、地域の交通利便性の向上を図ります。

### (3) 歩行空間の確保

#### ① 歩行者の安全確保

- ・ 幹線道路や主要な地域道路では、歩行空間を整備し、歩行者の安全を確保します。また、地域に密着した生活道路では、公安委員会や警察署とも密接に連携し、安全な歩行空間を確保するための交通規制と連動させた歩道の整備や車のスピードを減速させるための工夫などを行い、歩行者の安全を確保します。
- ・ 歩行空間をふさぐ放置自転車や看板などの障害物をなくすとともに、電柱の民地への移設や、電線類の地中化を推進します。

#### ② バリアフリーの環境づくり

- ・ 公共施設周辺や商店街などでは、重点的に歩行空間を確保し、高齢者・障害者・ベビーカー等に配慮した快適な歩行環境の整備を公民連携のもと進めます。
- ・ 歩道では、車椅子やベビーカーが通れる幅員を可能な限り確保し、通行の支障となる段差や傾斜を取り除くとともに、駅から主要な公共施設を結ぶ誘導ブロックを設置します。
- ・ 駅の周辺地区については、バリアフリー法に基づく基本構想を定め、計画的にバリアフリー化を図ります。

#### ③ 魅力的な歩行空間の創出

- ・ 健康増進や外出意欲の向上を図るため、魅力的な歩行空間やウォーキングルートの整備を進めます。
- ・ 帷子川沿いや二俣川沿い、区内の公園や公共施設を結んだ道路などに、自然と親しみながら楽しく歩ける散歩道となるよう、歩道や案内板を整備します。

### (4) 交通環境の改善

#### ① 連続立体交差化による交通環境改善

- ・ 連続立体交差化による開かずの踏切を含む複数の踏切除却により、交通環境を改善します。特に鶴ヶ峰駅周辺では、踏切等による渋滞が頻繁に発生しているため、南北市街地の一体化や交通の円滑化に向け、連続立体交差化とともに周辺道路の整備を促進します。

#### ② 交通の円滑化

- ・ 試験場通りについては、慢性的な渋滞の解消やバスの遅延、住宅地への交通流入などの交通問題を解消するため、二俣川駅前の交差点改良を進めます。
- ・ 白根通りについては、渋滞の解消や歩行者の安全を確保するため、全線の早期完成を目指し、拡幅整備を進めます。
- ・ 横浜動物の森公園（ズーラシア）の来園客へのサービス向上と周辺住民の生活環境の改善を図るため、北側へのアクセス強化策を検討するなど周辺の交通渋滞対策を進めます。
- ・ 区内を縦断する保土ヶ谷バイパスやそのインターチェンジ付近の混雑解消を図るため、横浜環状北西線の整備やインターチェンジ付近の再整備を促進します。

#### ③ 狭あい道路の拡幅整備

- ・ 地域の安全性や利便性等を考慮した道路ネットワークを形成するため、指定した整備促進路線の拡幅整備を区民と協力して進めます。

### 3 環境の方針

## ～豊かな自然と身近にふれあえるまちづくり～

#### 基本的な考え方

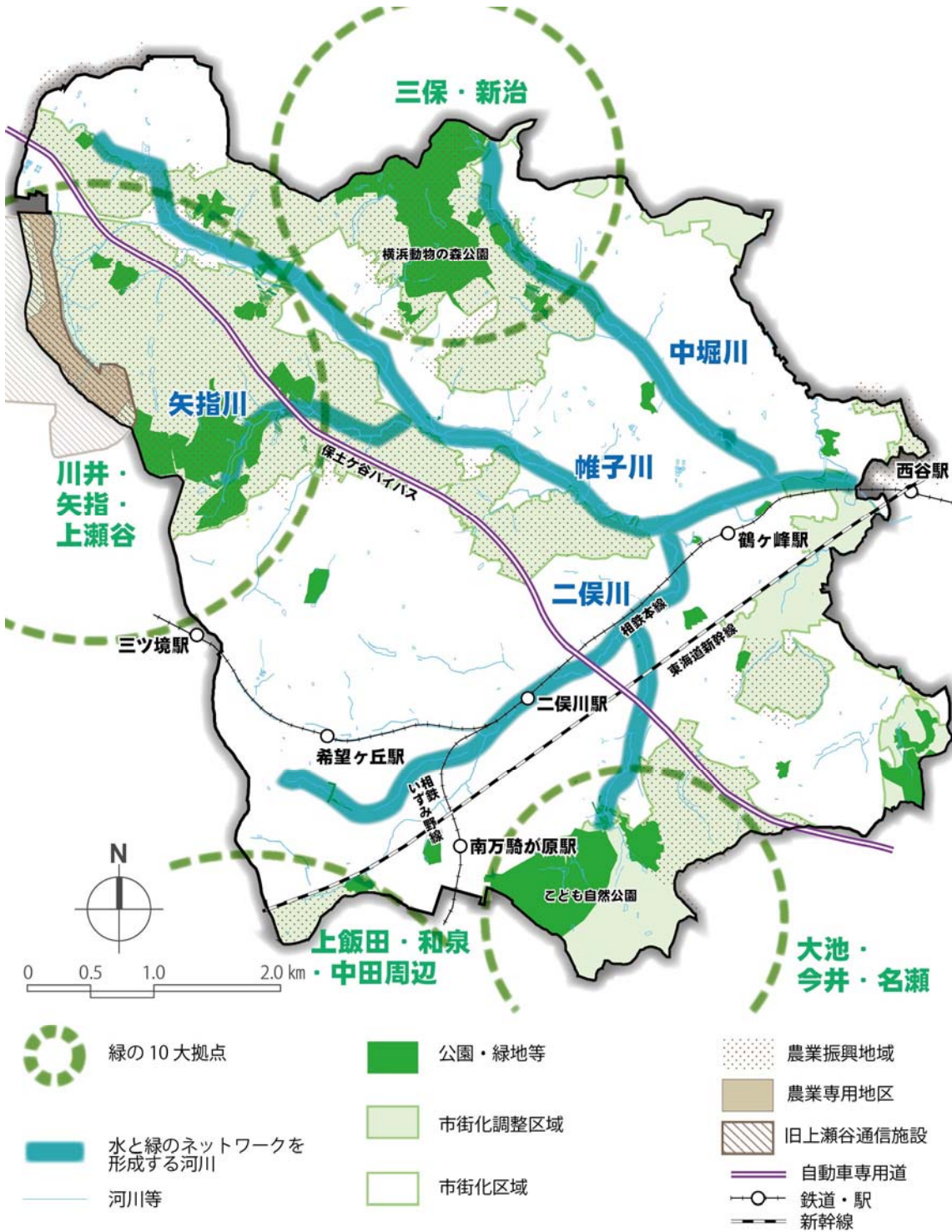
- ・ 多彩な緑環境を保全するとともに、市街地においては、緑化を推進しつつ、点在する緑地や河川などの環境資源を有機的に結び、水と緑のネットワークを形成することで、多くの人が緑に触れる機会を増やしていく取組を進めます。
- ・ 旭区の魅力資源として優良な農地を保全するとともに、農にふれあう機会を提供する取組を進めます。
- ・ 多様な生き物の生育・生息空間をつなぎ、生物多様性の確保に努めます。
- ・ クリーンエネルギー自動車の導入などの先進的な取組を通じて、地球温暖化対策を推進します。
- ・ 帷子川水系の流域が持つ健全な水環境を保全します。

#### 【背景・課題】

※P.44「4.環境に関するデータ」参照

- ・ 「緑の10大拠点」のうち4か所が区内にあり、緑被率が35.0%（平成26年）と横浜市全体での緑被率28.8%を上回っています。減少幅も平成13年以降鈍化していることから、緑の保全策による一定の効果が確認されています。しかし、住宅街や駅周辺などの市街地は緑が少なく、市街化調整区域においても開発などにより緑の減少が見られます。
- ・ 区内の農地面積は約116ha（2015年農林業センサスにおける経営耕地面積）となっており、減少傾向にあります。農地は農作物の生産の場であるほか、防災機能、雨水の貯留・涵養機能、ヒートアイランド現象を緩和する機能、生物多様性保全機能など様々な機能を有していますが、高齢化や後継者不足が大きな課題となっていることから、農地の保全や農業の活性化が必要です。
- ・ 水質改善により帷子川ではアユが遡上し、源・上流ではホトケドジョウなどの生物指標が確認されています。また、区内ではホタルの自生も確認されており、旭区では、その保全とともに自生区域の拡大に向けた取組が求められています。
- ・ 旭区は市内で初めて水素ステーションが設置され、公用車にF C Vを導入するなど、率先して温室効果ガスの排出量削減に努めています。今後も啓発活動を実施するなど、モデル区としての役割を果たす必要があります。
- ・ 区内のほとんどが帷子川の流域となっており、市街地では雨水がすぐに河川に集中し、氾濫などの危険があるため、平常時も含めた適正な河川流量を確保する必要があります。

◆環境の方針図



## 【方針】

### (1) 緑の保全と創出

#### ① 緑地の保全

- ・ 区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全します。
- ・ 緑地保存地区や源流の森保存地区については、土地所有者の樹木等の維持管理に対し支援を行います。市民の森や市が取得した特別緑地保全地区などについては多様な生き物の生育・生息環境ともなっている良好な自然的環境を保全するとともに、愛護会などと連携し、緑地の維持管理の重要性や生物多様性の魅力の発信を行います。

#### ② 緑の拠点の魅力向上

- ・ 緑の10大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」「三保・新治地区」「大池・今井・名瀬地区」「上飯田・和泉・中田周辺地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用します。

#### ③ まちなかや旧河川敷などの緑の創出

- ・ 市街化区域内を中心に、魅力的な公園整備、施設の緑化の誘導・普及啓発、中堀川や帷子川旧川のプロムナード整備などにより、まちなかで花や緑を体感できる機会を増やします。
- ・ 鶴ヶ峰駅周辺においては連続立体交差化や駅周辺のまちづくりと整合を図った公園・緑地の再配置を行います。

### (2) 農的空間の活用

- ・ 農業振興地域内の農用地区域などの優良な農地は、無秩序な宅地化等を抑制するなど、良好な営農環境を維持していきます。また、農業専用地区等を中心に、農地の基盤整備、担い手の育成や地産地消の推進など、地域農業の振興を図ります。
- ・ 農業の魅力発信や、農体験を積極的に支援することで、食と農への理解を深めます。
- ・ 近隣の福祉施設と連携するなど、農体験を福祉活動の場やコミュニケーションを図る機会として活用します。
- ・ 上川井農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の土地利用の具体化にあわせて、農地の保全、営農環境の充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。

### (3) 生物多様性の保全

- ・ 遊水池や湧水のある樹林など点在する環境資源を、水路沿いの緑化などにより河川と有機的に結ぶことで、ホタルをはじめとする多様な生き物の生育・生息空間をつなぎ、生物多様性の確保に努めます。
- ・ 生物多様性を保全するため、樹林地と農地が一体となった豊かな里山環境を次世代に引き継いでいきます。
- ・ 「アユが遡上する帷子川アクションプラン」に基づき、魚道などの整備を進めるとともに、気軽に川に親しむ親水空間などを創出することで、帷子川の魅力向上を図ります。
- ・ 里山や水辺において、愛護会やNPO等と連携した学びのプログラムの展開を通じて、生物多様性を保全していくための人材を育てます。

### (4) 地球温暖化対策の推進

- ・ 生活拠点機能の充実や、交通が不便な地域の解消により、マイカー等での移動の少ない低炭素型まちづくりを進めます。
- ・ 樹林地、農地、河川の環境保全を推進するとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、すず風舗装（保水性舗装や遮熱性舗装）等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- ・ 水素ステーションやF C Vを活用し、水素エネルギーの利用啓発を行います。また、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどを生かした区庁舎の再整備を進めます。
- ・ 太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー利用を促進するとともに、エネルギー利用の抑制、効率化を推進し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・ 集中豪雨等による住宅浸水や土砂災害、猛暑による熱中症等、既に起こりつつある気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」を推進します。
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、区民・事業者と連携してごみを減量し、環境負荷の低減を図ります。

### (5) 水環境の保全

- ・ 平常時の河川水量の確保、貴重な湧水の保全のほか、市街地の雨水流入量の増大を抑制するため、樹林地や農地の保全、公園の整備を進め、健全な水環境の回復を図ります。また、雨水浸透ます、雨水貯留施設、透水性舗装などの設置を促進します。
- ・ 帷子川の水質改善は流入する横浜港の水質改善にも寄与することから、地域と協働して良好な水質を保全します。

## 4 魅力と活力の方針

### ～生き生きと活動し、交流できるまちづくり～

#### 基本的な考え方

- ・ 主要な生活拠点である鶴ヶ峰駅、二俣川駅周辺において、区民の暮らしに必要な機能の再生や多様な都市機能の充実を図ります。
- ・ 大規模団地をはじめとした郊外部の住宅地では、公民の様々な主体が連携し、住みやすさの維持・向上、持続可能なコミュニティの形成などに向けた取組を進めます。
- ・ ソーシャルビジネスや農業など、多様な働き方への支援を通じて、旭区の特徴を生かした産業の活性化と雇用の創出を図ります。
- ・ 区内の広域的・公益的な施設を地域の重要な資源ととらえ、周辺の文化・経済活動を促進できるよう連携を深めます。

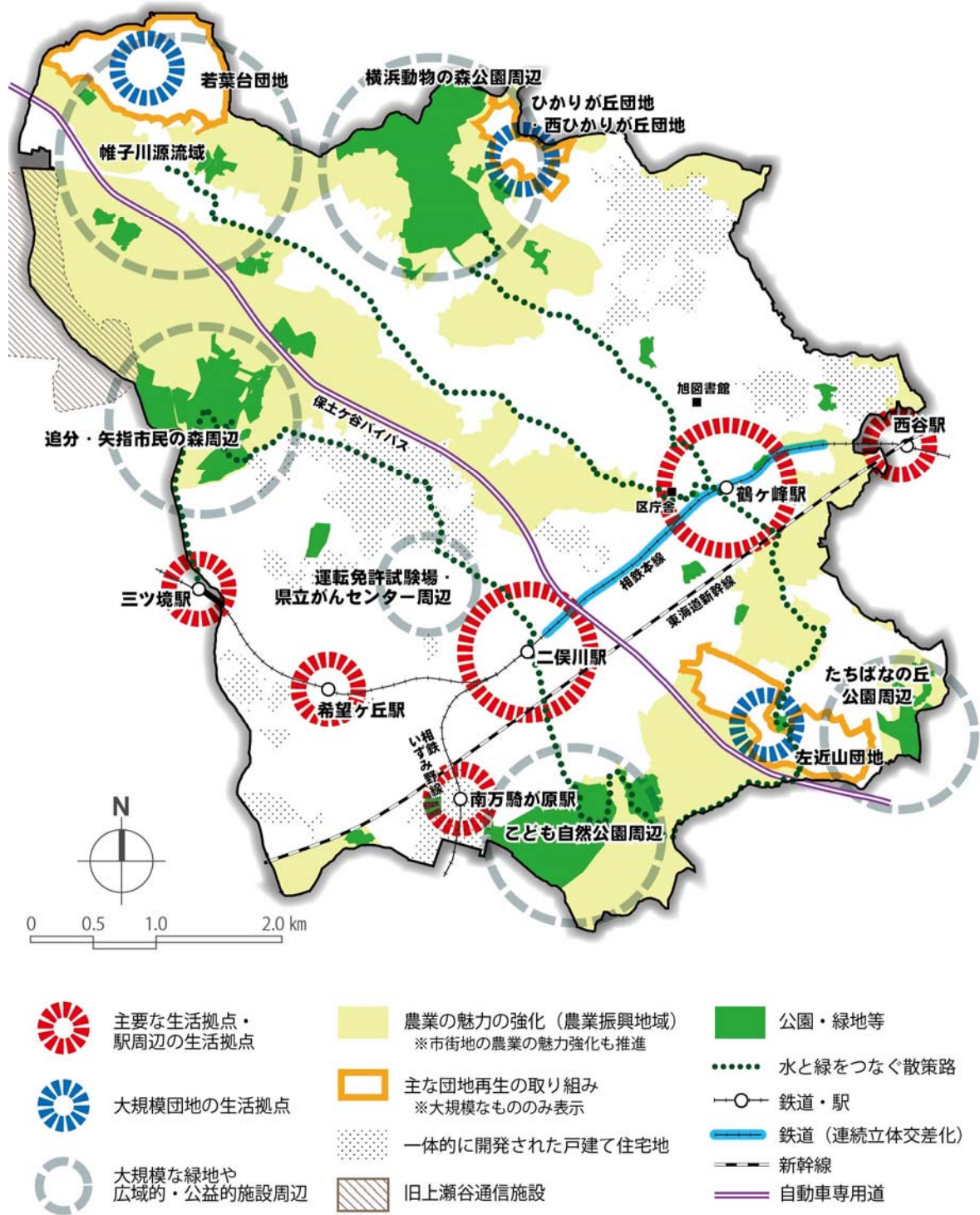
#### 【背景・課題】

※P.48「5.魅力と活力に関するデータ」参照

- ・ 鶴ヶ峰駅北口周辺は、駅前広場がない、バスターミナルの位置がわかりづらい、歩道がなく人や車が錯綜して歩きづらいなどの課題があります。また、区庁舎は老朽化、狭あい化が進み、図書館は駅から離れた場所にあるなど、市民サービスに支障が出ています。
- ・ 昭和40年代から50年代にかけて一斉入居した郊外部の団地では、建物の老朽化とともに居住者も高齢化しており、中でも大規模団地の将来は周辺地域だけでなく横浜市の郊外部全体の活力を左右する影響力があることから、地域特性やニーズに応じた再生を進める必要があります。また、いわゆる「2025年問題」が顕著となるため、統合された学校の跡地利用を含めた団地内の施設の活用などにより、持続可能なコミュニティの形成に向けた具体的な施策を進める必要があります。
- ・ 「医療・福祉」の従業者数の割合が多い(26.2%)のが旭区の特徴です。一方で、2025年には、後期高齢者数が現在の約1.3倍になると予測されており、医療・介護・生活支援のニーズの増大が見込まれるため、さらなる担い手の育成が課題となっています。
- ・ 市内でも有数の集客施設である横浜動物の森公園(ズーラシア)は、最寄りの鉄道駅から離れた場所に立地しているため、交通利便性が低く、魅力を十分に生かしきれていません。また、国内5か所目となる重粒子線治療施設を開設した県立がんセンターは重要な地域資源であることから、施設の持つ広域な集客範囲の活用方策を検討する必要があります。



◆魅力と活力の方針図



## 【方針】

### (1) 主要な生活拠点の機能強化

- ・ 主要な生活拠点である鶴ヶ峰駅・二俣川駅周辺は、それぞれ「行政機能と文化施設の充実したまち」、「商業・業務機能の充実したまち」を目指し、地域特性を生かしつつ互いの機能を補完し合いながら、旭区の中心部として一体的に強化を図ります。
- ・ 鶴ヶ峰駅周辺は、連続立体交差化と鶴ヶ峰駅北口地区の再開発等を相互に連動・連携させ、駅前の交通広場の整備などを進め、公共基盤の強化と快適な歩行空間の整備を促進します。
- ・ 鶴ヶ峰駅北口地区では、鉄道敷地や市営住宅跡地等を活用し、老朽化・狭あい化している区庁舎や公会堂等の行政機能や文化施設の更新、商業・業務施設、シンボル性のある都市型住宅等の導入・整備など、土地を高度利用した再開発等を進めます。
- ・ 区内随一のバスターミナルを有する鶴ヶ峰駅は、広範囲な住宅地からの通勤・通学客に加え、行政・文化施設や横浜動物の森公園（ズーラシア）への玄関口としてふさわしい、主要な交通拠点としての機能強化を図ります。
- ・ 二俣川駅周辺は、南口地区の再開発や神奈川東部方面線の整備効果を生かし、商業・業務施設などの立地を誘導するとともに、コンベンション機能を有する施設や宿泊施設等の誘致促進も視野に入れた、多様な都市機能を備えた生活拠点としての機能強化を図ります。
- ・ 主要な生活拠点である鶴ヶ峰駅・二俣川駅周辺の機能強化を図るため、横浜環状鉄道の実現の推進や鴨居上飯田線をはじめとする周辺の都市計画道路の整備を進めます。

### (2) 持続可能なコミュニティの形成

- ・ 急速に高齢化が進行している郊外部の住宅地において、住替えシステムの構築や地域内の既存施設の有効活用などにより、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます。また、子育て世帯にも魅力的な施設の機能更新とその発信により、若年世代の流入を促進し、多世代が交流する持続可能なコミュニティの形成を図ります。
- ・ 持続可能なコミュニティを形成していく上で、核となる施設が求められているため、高齢者福祉施設、子育て支援施設等の導入や地域活動拠点の整備を進めます。また、人にやさしい公共交通を推進し、多世代が住みやすいまちづくりを進めます。

#### ① 大規模団地

- ・ 郊外部の大規模団地は、特有の広大な敷地と緑豊かで様々なサービス機能を持ち、周辺を含めた数多くの住民の生活を支える拠点を形成し、子育て環境としても地域の貴重な財産です。このような環境を維持・保全し、多様な世代が安心して暮らし続けられる持続可能なまちを目指します。また、現在のコミュニティを生かした生活を継続できるよう、老朽化した建物の長寿命化や地域内の既存施設の活用によって、大規模団地の再生を進めます。
- ・ 若葉台団地、左近山団地、西ひかりが丘団地においては、専門家や公的機関（都市再生機構や神奈川県住宅供給公社等）と協働したまちづくりに取り組むため、目標を共有し、将来にわたり団地の魅力を向上させることで、子育て世代の流入促進及び地域の活性化を図ります。また、ひかりが丘団地においては、支援を要する高齢者・障害者等に対する見守り訪問などの福祉的対応を促進し、サービス機能を持つ拠点整備等を検討します。

## ② 戸建住宅地

- ・ 近隣に商業施設がなく生活利便性の向上が必要な地域では、第一種低層住居専用地域においても生活利便サービス施設の立地が可能となるよう検討し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えます。
- ・ 駅周辺における集合住宅の整備等の機会を生かして、地域の住宅の選択肢を増やすことで、地域内の戸建住宅に住む高齢者の住替えや若年層の地域外からの流入を促します。

## (3) 産業の活性化と雇用の創出

- ・ 増大する医療・介護・生活支援のニーズに対応するために、地域の人材や、健康・福祉に関連する施設等の資源を生かしながら、ソーシャルビジネスなど多様な雇用や産業を生み出し、区民の生活を支える循環を創り出します。
- ・ 道の駅等の拠点づくりにより、農業の魅力発信や販路拡大、6次産業の推進など、農業者の支援を進めます。農業の担い手として、若者や女性も活躍できる環境を創り出します。
- ・ 区民の身近な買い物の場であるだけでなく、地域コミュニティの核でもある商店街において、商店会や関係団体、行政が連携して活性化を進めます。

## (4) 地域資源の活用

- ・ 横浜動物の森公園（ズーラシア）の魅力発信を強化するとともに、植物公園エリアの整備についても検討を進めます。
- ・ 県立がんセンターやこども自然公園など区内の公共施設と連携し、そのポテンシャルを生かした事業の誘発や支援を進めます。
- ・ こども自然公園や大規模な緑地等を重要な資源ととらえ、旭区や周辺区の住民に対する魅力発信や駅等からのアクセスの強化を進めます。
- ・ 歴史的建造物や歴史的景観を地域の魅力資源としてとらえ、保全活用を進めます。

## 5 防災と防犯の方針

### ～安心して安全に暮らせるまちづくり～

#### 基本的な考え方

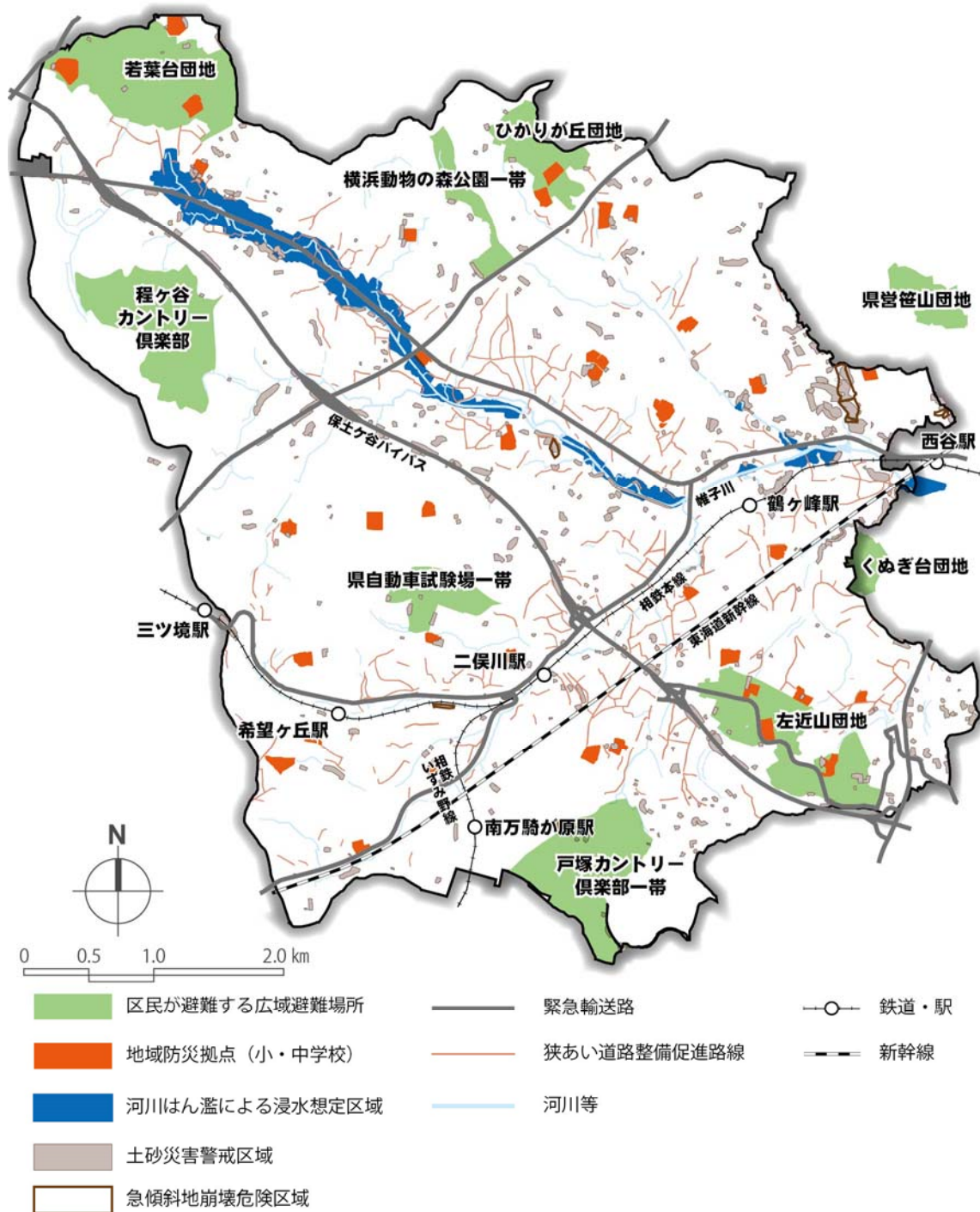
- ・ 治水対策を進めるとともに、ハザードマップを活用し、水害や土砂災害に対する意識向上を図ります。
- ・ 想定される巨大地震に備え、ライフラインの耐震性向上や緊急輸送路の確保など災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 地域と行政が連携することで防災意識の向上を図り、自助・共助による防災・減災体制を強化します。
- ・ 地域の防犯活動の支援や、空家・空き地対策の推進など、安心して暮らせるまちづくりに向けた取組を進めます。

#### 【背景・課題】

※P.49「6.防災と防犯に関するデータ」参照

- ・ 旭区は区域のほとんどが帷子川の流域となっており、雨水が帷子川に集中するため、近年でも大雨により浸水被害が起きています。また、起伏の多い複雑な地形で形成されているため、帷子川やその支流の周辺地域のみならず、河川から離れた場所においても雨水が集中しやすい低地部などにおいては浸水が発生する恐れのある「浸水想定区域」となっています。
- ・ 旭区は、本市が想定している「元禄型関東地震」、「南海トラフ巨大地震」、「東京湾北部地震」程度の巨大地震が発生した場合、震度5弱～6強が想定されているため備えが必要です。
- ・ 平成26(2014)年の区民意識調査によると、非常時に必要な備品を準備している人が多く、地域防災拠点を知っている人も約8割と高くなっており、区民の防災意識の高さがうかがえます。
- ・ 旭区の狭あい道路整備促進路線は18区中1番長くなっています。狭あい道路は緊急車両の通行など緊急時の活動への弊害が懸念され、また、災害時に塀等の倒壊により通行が困難となる危険性があります。
- ・ 人口減少に伴い、空家・空き地が増加傾向にあり、防犯性の低下などが懸念されます。また、全国的に高齢者の交通事故や詐欺被害などが問題となっていることから、高齢化が進んでいる旭区では、区民の防犯意識の向上が必要です。

◆防災と防犯の方針図



## 【方針】

### (1) 水害・土砂災害に強いまちづくり

- ・ 水害に強いまちにするために、雨水幹線整備や河川改修などの治水対策を進めます。
- ・ 帷子川上流域において、緑地の保全や雨水調整池の機能強化、雨水浸透ますの設置などを行い、保水・調整機能を確保することで、帷子川全域の治水対策を図ります。
- ・ 土砂災害ハザードマップを通じて、土砂災害による被害が想定される土砂災害警戒区域等を周知し、災害発生時の迅速かつ的確な避難に役立てます。また、急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事や新たな区域指定など、神奈川県と連携した崖崩れ対策を進めます。
- ・ 浸水（内水・洪水）ハザードマップを通じて、区内の浸水想定区域を周知し、災害発生時の迅速かつ的確な避難に役立てます。

### (2) 地震に強いまちづくり

- ・ 電気、ガス、上下水道などのライフラインの耐震性向上及び災害時の早期復旧体制の強化、エネルギー供給の多重化を進め、地震に強いまちを目指します。
- ・ 狭あい道路が多い地域では、安全で良好な住環境の形成や災害に強いまちづくりを進めるため、地域と協力して地域特性にも配慮しつつ、狭あい道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 震災発生時において、消火、救助その他（物資・人員輸送など）の応急対策を行う車両の交通を確保するため、緊急輸送路の整備を進めます。また、鉄道による道路分断を解消し、緊急活動の迅速化を図るためにも、鶴ヶ峰駅周辺の連続立体交差化を進めます。
- ・ 東名高速道路横浜・町田インターチェンジに直結する保土ヶ谷バイパス（緊急輸送路第一次路線）が通っている区域特性を生かし、区北西部に大規模震災発災時の緊急物資受入空間の検討を進めます。

### (3) 安心できる防災・防犯体制の構築

- ・ 防災・減災推進研修会等を通して、地域における防災リーダーの育成を図るとともに、日頃から地域で防災活動をしている消防団や家庭防災員などと連携し、自助・共助による防災体制を強化します。
- ・ 企業等の機材や資源を災害時に活用できる仕組みや、高齢者、障害者などの災害時要援護者に対する地域の支えあいの仕組みを確立します。
- ・ 地域防災拠点において、有事の際に迅速な対応ができるよう、子ども・障害者・高齢者・女性に配慮した避難所の運営体制の構築など、過去の被災事例を基にした避難所の設営訓練を推進します。
- ・ 安心して暮らせるまちとするために、地域、警察、区の連携のもと、犯罪発生情報の共有化やパトロールの強化など住民主体の地域防犯活動を推進します。

### (4) 空家・空き地対策

- ・ 管理の行き届いていない空家や空き地等の所有者への指導、中古住宅やコミュニティスペースとしての流通・活用促進などを柱とした総合的な空家対策を推進し、美しい街並みの維持と犯罪の発生を抑止します。

## IV 旭区プランの推進

### 1 推進体制

旭区では、旭区プランを区民、事業者、行政がまちづくりの指針として共有し、三者が協働してまちづくりを進めます。協働によるまちづくりを進めるにあたっては、区民、事業者、行政それぞれの役割分担を明確にし、協力・連携することが必要です。

#### (1) 区民の役割

- ・ 「豊富な人材」は、旭区の貴重な地域資源です。区民一人ひとりが、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ち、地域社会全体の利益を考慮しながら、サービスの受け手としてだけでなく、重要な担い手として、積極的に地域運営の役割を担っていくことが求められています。
- ・ 自治会町内会は、様々なまちの課題に対応し、魅力的な地域を作り出していくために、きめ細やかな取組を行うなど、地域の最小単位として重要な役割を担っています。

#### (2) 事業者の役割

- ・ 地域社会の一員として、旭区プランに示されたまちづくりの方針を理解し、それらに基づく施策への協力が求められています。
- ・ 区民主体のまちづくり活動などに協力するとともに、事業者の持つ専門性とポテンシャルを生かし、まちの活性化や地域課題の解決に貢献することが期待されています。

#### (3) 行政の役割

- ・ 行政は、公共施設の整備、法に基づく規制誘導などを適正に行います。また、限られた財源の中で効率よくまちづくりを進めていくために、区民の暮らしを支える機能の誘導や、道路、公園、公共施設等の有効活用を積極的に進めていきます。
- ・ 区民、事業者との公民連携によるまちづくりを進めていくため、環境整備やコーディネートを行うとともに、地域情報の把握、情報提供などを行っていきます。また、様々な事業の推進や地域の課題解決のために、区役所の機能や体制を強化します。
- ・ 旭区プランを確実に推進するために、区民の役割・事業者の役割を担っていただく上で障害になる制度や基準については、実効性のある制度改善を所管区局が連携して検討していきます。

## 旭区内の魅力的な地域づくりや地域運営の事例

### 丘の上の交通が不便な地域を走るコミュニティバス「四季めぐり号」 @四季美台・今川町地区

最寄駅まで徒歩 15 分以上かかり、特に帰宅時の登り坂に困窮するお年寄りが続出していたことが気になりで取り組んだ「横浜市地域交通サポート事業」により、狭い道路を走行可能なワンボックスカーを「ワゴン型バス」に改良し、国の保安基準緩和認定を受けた新しい公共交通路線（路線型乗合タクシー）が開通しました。

事業者、地域、横浜市で三者協定を結び、常に維持コストを意識した運行計画の改良（回数券導入や車内企画展の開催、運行ルートや時刻表等の改善）を地域と事業者が共に運営する運行委員会で検討しています。

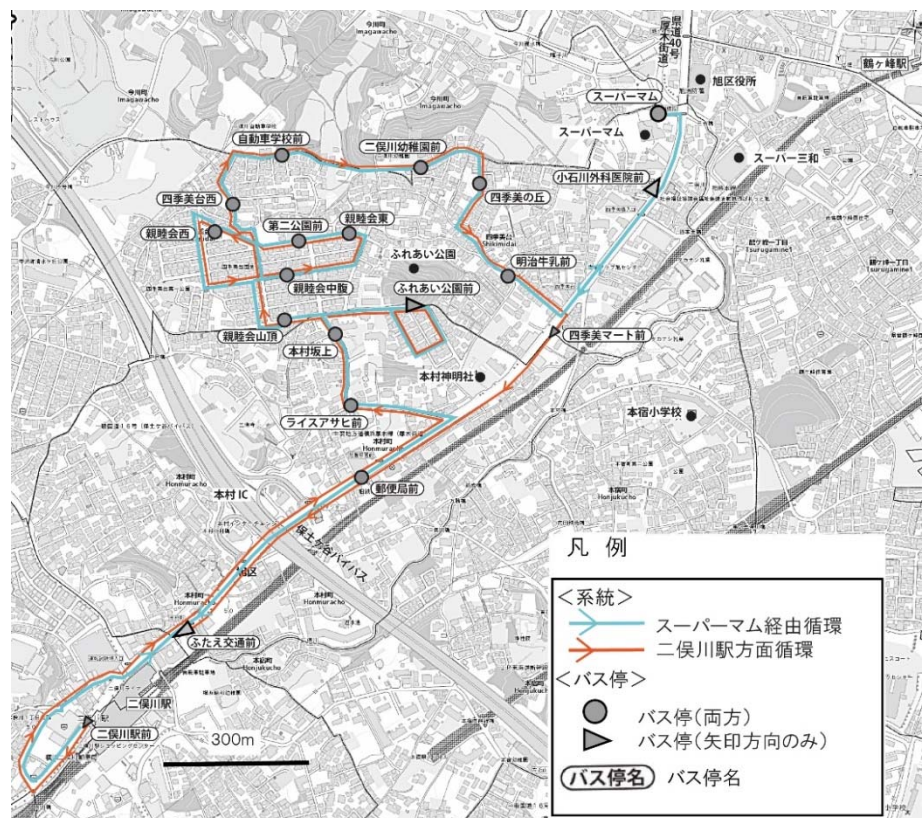
2013 年 4 月からの本格運行が定着した現在は「地域自慢のコミュニティバス」となり、他都市からの視察も受けるようになりました。路線でつながった隣の町内会自治会とは、面識、交流の機会も増え、運行委員会やお祭りなどで気兼ねなく色々な話ができるようになったことも嬉しい効果の一つです。



幅員 4 m 程度の登り坂の途中にあるバス停



月に一度開催している運行委員会





## 鮎と川遊びをする子供が戻ってきた！「帷子川はふるさとの川の会」@帷子川

平成 16 年のまちづくりサロンで帷子川沿いを散策した際、川の汚れと生物多様性に危機感を持った区民有志 13 名が集まり、平成 17 年に会が発足しました。発足当時は土手に花を植えたり、帷子川沿いの散歩道の清掃が活動の中心でしたが、川の中のゴミの不法投棄や河川改修工事の残骸が川のドブ臭さの原因であると気づき、川の中のゴミ回収と環境観察・調査に乗り出しました。

地域を巻き込んだ清掃活動とともに、次第に川と沿川のゴミは減ってきましたが、子供達が安心して川に入れるようにと会の活動は休むことなく、継続しています。

10 年間の活動を通して、個人会員や企業の賛助会員を確保しながら、活動範囲を徐々に広げ、桜並木の植樹や河川改修時に魚道の設置を行政に提案し、鶴ヶ峰地域までアユが遡上できる環境づくりを実現しました。今後も、川を守る意識が広く根付くことを期待しています。



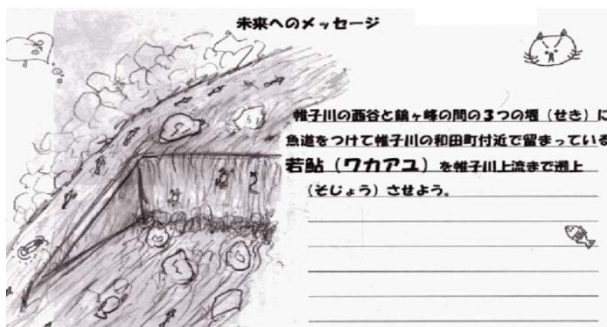
沿川の史跡と土手沿いに苗植えと桜を植樹



地域住民と清掃活動を継続



川の環境に気づきの多い清掃活動



魚道の設置提案のきっかけとなったメッセージカード



小学生と川遊びのクリーンアップ作戦



川遊びをする子供達



帷子川の魚群



区役所ロビーにて、遡上した鮎等の水槽展示

## 世代を超えたコミュニティの輪が広がる地域密着の「希望カフェ」@中希望が丘地区

一般社団法人 神奈川健康生きがいくくりアドバイザー協議会に参加した旭区在住の有志6名が、退職後の時間を「地域の憩いの場づくりに有意義に活用したい!」と意気投合して始めたのが「希望カフェ」です。「きらっとあさひ地域支援補助事業」を活用して「高齢者が街にでて楽しめる場」と「3世代交流の場」の2つのコンセプトを持つコミュニティカフェを開設しました。

主な事業は、①手作り小物展示販売とカフェ、②生き甲斐づくり講座の開催、③ノルディック及びポールウォーキングによる健康づくり、④3世代が楽しめるホームカーリングです。

平成26年1月の開店以来、来店者の要望とスタッフの意見を合わせながら運営メニューを拡張・改良し、暮らしに関する個別相談会も行っています。

カフェ講座の講師が近所の小学校やケアプラザで出前授業を行ったり、また反対に、児童が先生に声を掛けて、出張教室のようにクラスの皆でカフェで活動(=授業)をしたりします。カフェを通して、大人から子供へ、子供から大人へと交流の輪が広がっていることも大きな特徴です。

今後は、外出できない方にも出前形式でカフェの楽しみの提供や、各地域にコミュニティカフェを増やすなど、緩やかな連携でパワフルな活動を展開していきたいと考えています。



希望が丘商店街の空き店舗を丸ごと活用



フラッと寄り道しやすい親近感のあるづくり



手づくり小物展示販売も大盛況です

やってよかったこと

キボフェスに参加、お客様とスタッフが楽しく交流  
⇒ 皆の笑顔がうれしい



希望カフェ 11月催しのご案内		
<b>編み物教室</b> 11月22日(月) 9時(月) 15時(月) 20時(月) 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>パネルペイント教室</b> 11月22日(月) 16日(月) 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>ピース教室</b> 11月10日(水)、17日(水) 14日(土) 12時 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。
<b>エコ・クラフト教室</b> 11月10日(水) 13:30-15:30 料金は500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>ハービー手作り教室</b> 11月12日(木) 11:00-16:00 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>ポールウォーキング講座</b> 11月8日(金) 20日(金) 17日(水) 12時 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。
<b>ハーキョウクラフト教室</b> 11月20日(金) 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>指折り教室</b> 11月20日(金) 13:30-16:00 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>ハンワラビ教室</b> 11月24日(水) 10:30-12:30 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。
<b>希望カフェ 教室作品展</b> 11月4日(水)-14日(土) 6 希望が丘地区公民館2階 展示・販売いたします。 お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>パソコン教室</b> 基礎講座 パソコン作年講座 11月4日(水)、11日、25日 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>日曜サロン</b> 11月15日(日) 13:30-18:30 料金は500円 お申し込みは希望が丘地区公民館まで。
<b>クリスマスコンサート</b> 11月20日(金) 13:30-15:00 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>そば打ち名人の講習会</b> 期 日: 11月20日(金) 13:00-16:00 料金は1,500円(材料費別) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。	<b>希望が丘地区センター</b> 11月14日(水) 13:30-15:00 料金は1,500円(材料費別) 定員10名(先着順) お申し込みは希望が丘地区公民館まで。

様々な企画・講習会が毎月目白押しです

## 大規模団地のまちづくり@若葉台団地、左近山団地、西ひかりが丘団地、ひかりが丘団地

横浜市内の大規模団地において、少子高齢化に伴う医療・介護・生活支援のニーズ増大などを解決し、持続的なコミュニティを維持する必要があります。この課題に対応するため、旭区内の4つの団地（若葉台団地、左近山団地、ひかりが丘団地、西ひかりが丘団地）において先行着手するモデル事業が平成29年度から始まりました。

開発時から40年以上経過したこれらの団地では、計画的に整備された緑豊かな住環境や活発な地域活動、利便性の高い施設・サービスなど、団地ごとの魅力がたくさん生まれています。

これらの地域資源を活用し、地域住民や事業者、大学、行政等が協働してまちづくりに取り組むため、およそ10年後のまちの将来像をビジョンとして共有し、持続可能なコミュニティづくりを推進します。

平成29年度に団地ごとのビジョンを策定したうえで、それぞれの地域の状況を踏まえて取組を推進していきます。

《左近山団地》



《ひかりが丘団地》



《若葉台団地》



《西ひかりが丘団地》



### 《各団地の現状》

	若葉台団地	左近山団地	ひかりが丘団地	西ひかりが丘団地
分譲・賃貸(設置者)	分譲・一部賃貸(県公社)	分譲・一部賃貸(UR)	賃貸(市営)	賃貸(UR)
戸数	6,304戸	4,797戸	2,325戸	960戸
開発時期	昭和54年～	昭和43年～	昭和43年～	昭和45年～
駅へのアクセス	神奈中バス「鶴ヶ峰駅行」23分 市営バス「十日市場行」13分	相鉄バス「二俣川駅行」16分	相鉄バス「鶴ヶ峰駅行」15分	相鉄バス「鶴ヶ峰駅行」15分
2025年の後期高齢者率(見込み) 【参考】横浜市15.8%	33%	34%	39%	30%
区民からの要望等	中学校跡地をスポーツ文化施設として地域利用するための課題解決	小学校跡地における、総合福祉施設の建設、グラウンドの拡充、コミュニティハウスの継続、地域防災拠点の継続	高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の継続 暫定利用しているコミュニティハウスの本格利用と空きスペースの利用	市営ひかりが丘住宅のモデル事業で得られたデータを活用した取組み

## 2 進捗評価

---

- ・ 旭区では、旭区プランの将来像・方針ごとに評価指標を定め、区民意識調査において定期的に区プランに基づく取組の進捗を評価していきます。
- ・ 評価指標については、同じ調査項目で評価していくことが必要ですが、評価指標自体の妥当性について常にチェックを行ったうえで、必要に応じて調査項目を追加・修正することで、より有効な進捗評価に努めます。

※評価指標については、【参考 1】として添付します。

## 3 見直し・拡充

---

- ・ 「旭区プラン」は、おおむね 20 年後の旭区の将来像とその実現のための方針を示していますが、計画想定期間内であっても、社会・経済状況の変化や技術革新、区民意識の変化などに応じて見直し・拡充を行います。

## 【参考1】評価指標（案）

※斜体文字は、区民意識調査における調査項目で検討していきます。

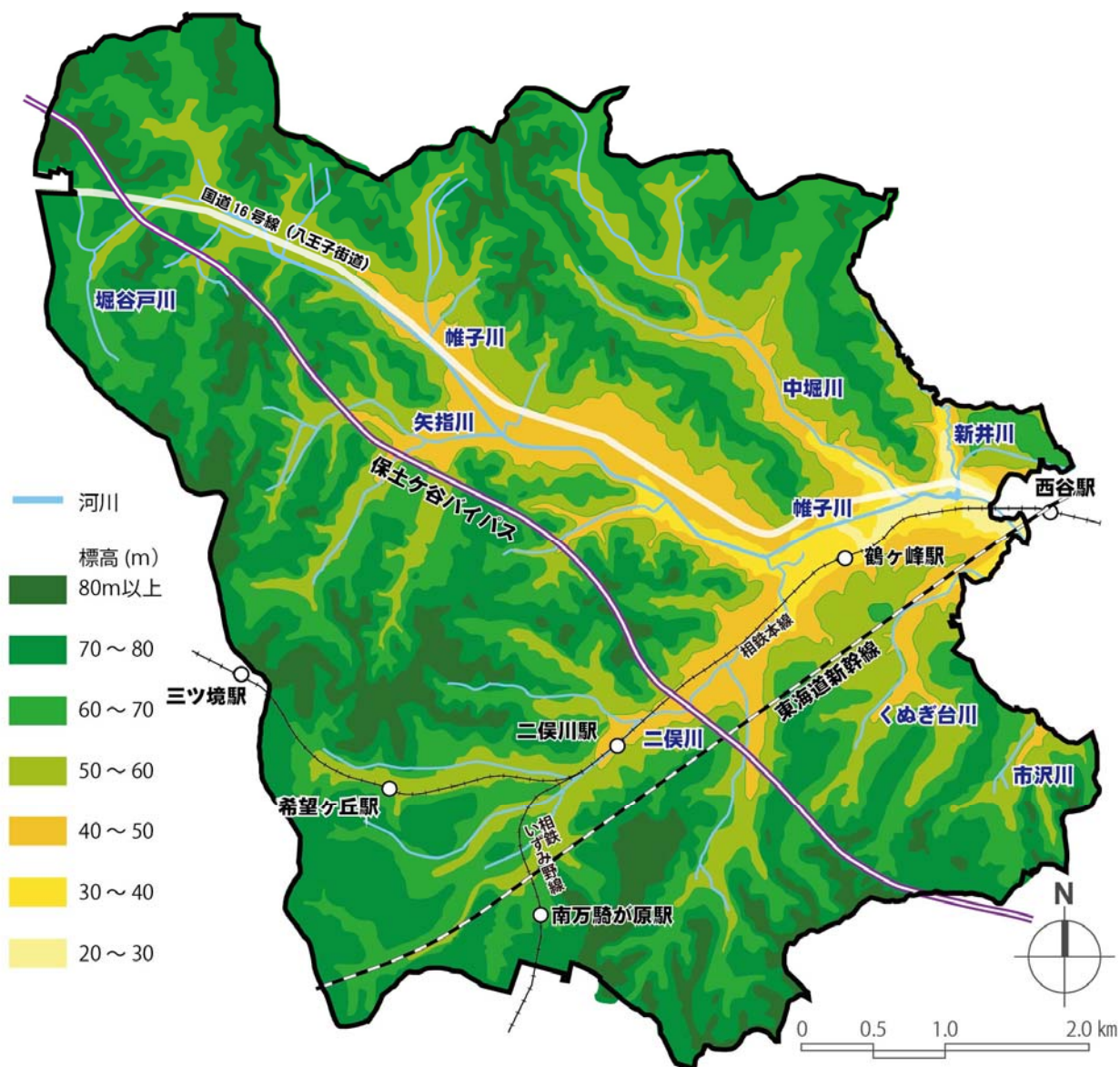
旭区プラン		評価指標		
内容	評価の視点	調査項目	既存データ (H26)	目標
II-2 旭区の目指す将来像 「いつまでも住み続けたいまち」	すでに高い定住意向を示している。今後もこれを維持する。	区民意識調査 定住意向： 「今住んでいる地域に住み続けたい」「旭区内のほかの地域に住みたい」の合計	83.5%	現状を維持する
III-1 土地利用の方針 「いつまでも住み続けられるまちづくり」	土地利用のコントロール等を通して、暮らしやすい環境を作り出していくことが求められる。	区民意識調査 住み心地： 「とても住みやすい」「住みやすい」の合計	48.8%	さらに高めていく
	高齢化の進む旭区では、若い世代に居住地として選ばれ、少しでも高齢化の進行を緩和させる必要がある。そのためには、若い世代から見た住み心地を大切にしていく必要がある。	区民意識調査 住み心地： 20代、30代の 「とても住みやすい」「住みやすい」の合計	20代 49.2% 30代 46.7%	さらに高めていく
III-2 交通の方針 「誰もが快適に移動できるまちづくり」	住み心地に関する調査で、住みにくい理由の上位3つが、交通の便の悪さや、買い物・公共施設が近くにないことをあげている。今後、高齢化が進み、ますます生活に必要な移動が困難になる人が増加すると考えられるため、住みにくさの増大を防いでいく必要がある。	区民意識調査 住みにくさ： 「交通の便が悪い」「買い物がしにくい」「公共施設が近くにない」など、移動に関連する項目	交通の便が悪い： 27.7% 買い物がしにくい： 25.4% 公共施設が近くにない： 17.7%	現状を維持する。（これ以上の悪化を防ぐ）
III-3 環境の方針 「豊かな自然と身近にふれあえるまちづくり」	区民意識調査では、住みやすい理由のトップが「緑（公園）が多い」となっており、自然環境は旭区の重要な魅力資源である。この魅力をさらに高めていく。	区民意識調査 住みやすさ 「緑（公園）が多い」	49.7%	さらに高めていく
III-4 魅力と活力の方針 「生き生きと活動し、交流できるまちづくり」	区民の暮らしを支えるために、区内の産業を強化し、区内の経済循環を作り出すことを目指している。区民の多様なニーズに対応するためには、多種多様な事業所が立地していくことが求められる。	①若い世代の流入（社会増） ②現地調査 団地等の生活拠点内の事業所数の増加 ③農業従事者数、新規就農者数 ④区民意識調査 住みやすさ： 「買い物しやすい」		
III-5 防災と防犯の方針 「安心して安全に暮らせるまちづくり」	区民の防災に対して具体的に起こすアクション 助け合い・共助を増やす	①狭あい道路拡幅やインフラの耐震化などの進捗度 ②区民意識調査 自助・共助に関する意識		

## 【参考2】関連データ集

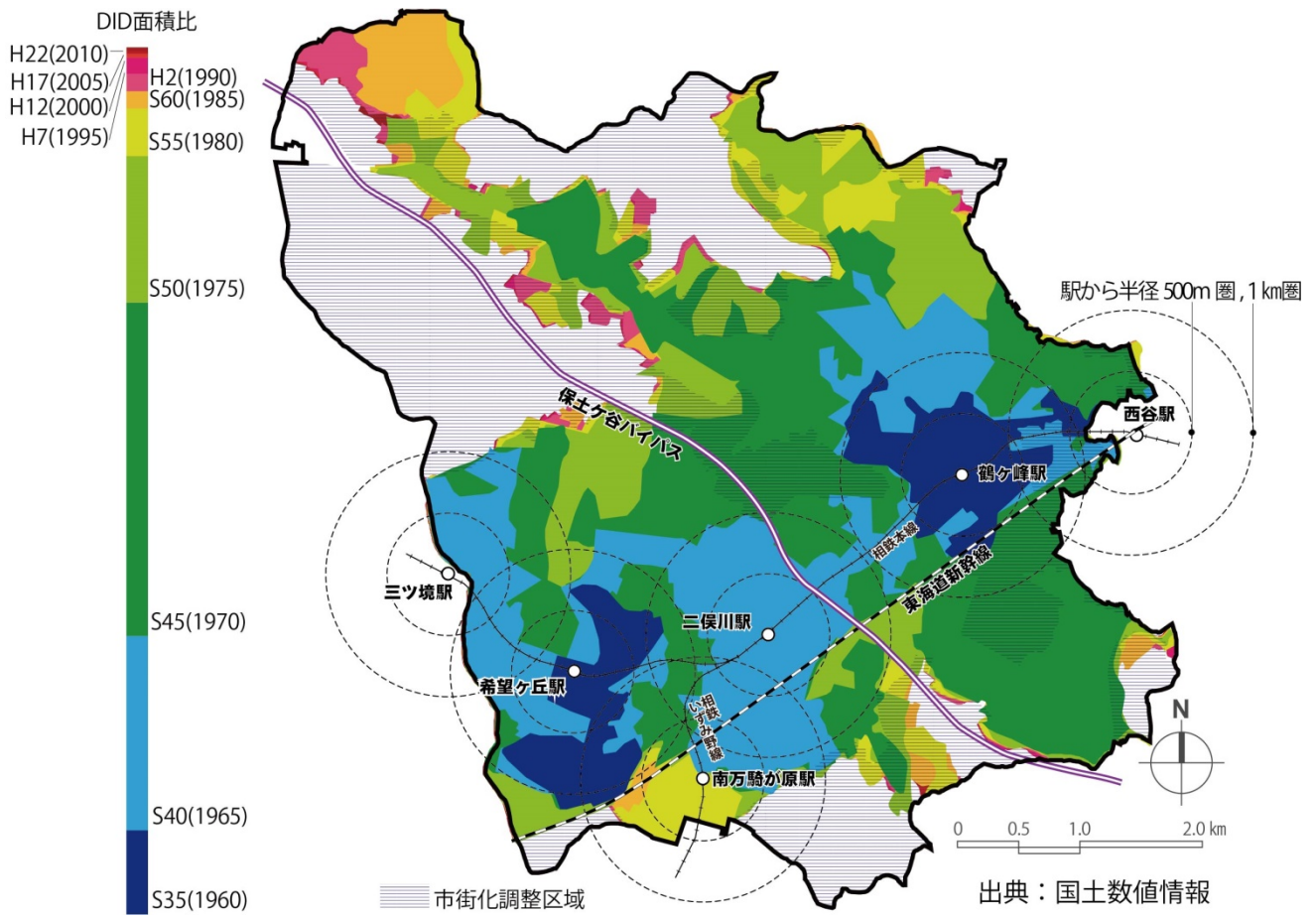
### 1. 旭区の基本情報

#### ■地形

区域面積 32.78 km<sup>2</sup>

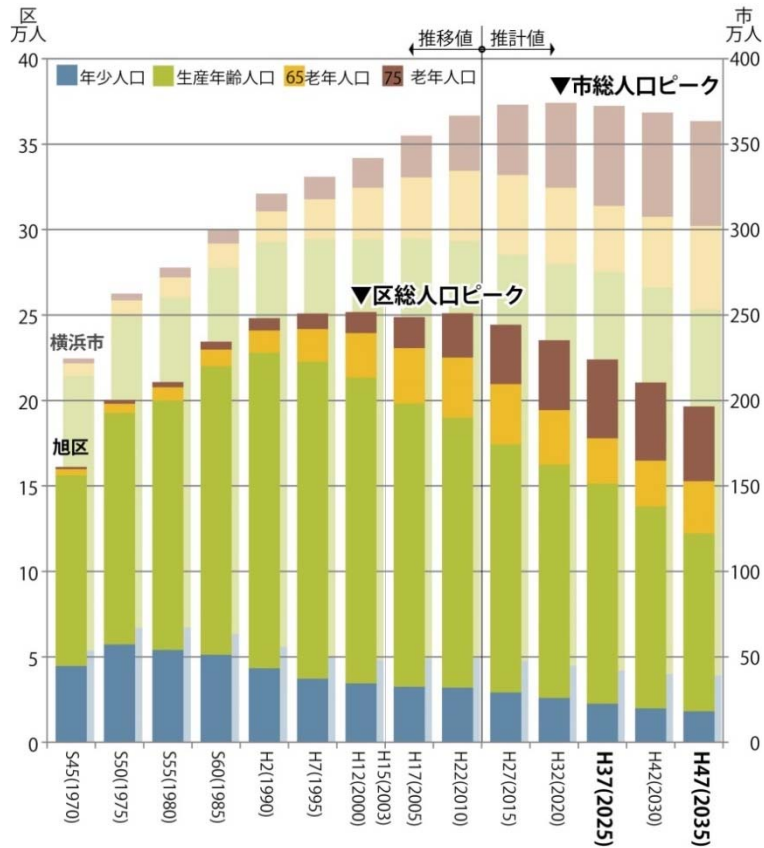


■市街地形成の経緯（DID 編入年度）



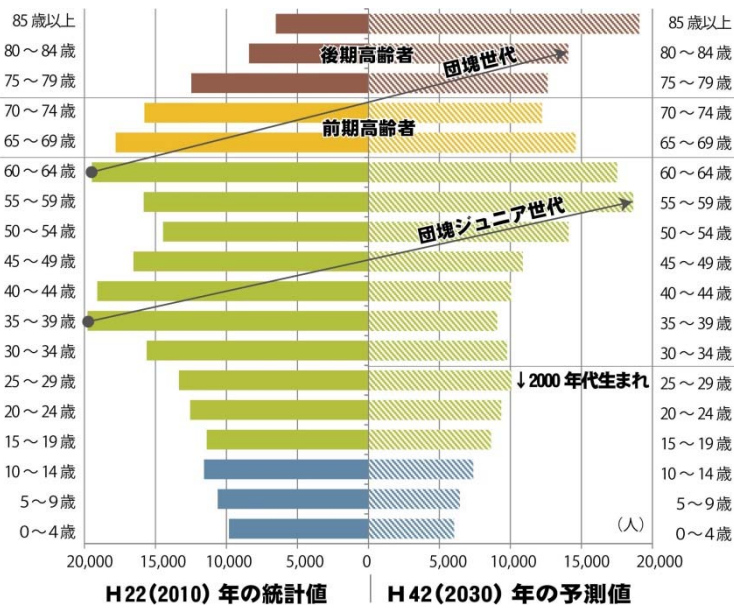
DID:人口集中地区

## ■人口推移と推計



出典：横浜市将来人口推計

## ■区の平成 22 年と平成 42 年（予測値）の人口構成



出典：横浜市将来人口推計



## ■18 区の高齢者数、高齢化率

区名	総人口	高齢者数（65歳以上）	高齢化率（％）
横浜市	3,724,695	870,773	23.4
鶴見区	285,256	58,372	20.5
神奈川区	239,194	50,533	21.1
西区	98,573	19,298	19.6
中区	148,688	34,001	22.9
南区	194,594	50,394	25.9
港南区	215,476	57,763	26.8
保土ヶ谷区	205,224	52,124	25.4
<b>旭区</b>	<b>247,070</b>	<b>69,871</b>	<b>28.3</b>
磯子区	166,306	43,938	26.4
金沢区	201,633	54,281	26.9
港北区	344,318	65,060	18.9
緑区	180,464	41,387	22.9
青葉区	309,904	61,625	19.9
都筑区	212,123	34,809	16.4
戸塚区	275,282	66,670	24.2
栄区	122,114	35,894	29.4
泉区	153,949	41,654	27.1
瀬谷区	124,527	33,099	26.6

出典：横浜市統計書（平成28年1月1日時点）

## ■平成37年時点の75歳以上人口及び比率の予測値

	H28(2016)年1月1日		H37(2025)年（推計値）		H37(2025)年 /H28(2016)年
	人口（人）	比率	人口（人）	比率	
旭区総人口	247,070	100.0%	223,991	100.0%	0.91
旭区 65歳以上	69,871	28.3%	72,655	32.4%	1.04
旭区 75歳以上	34,691	14.0%	46,095	20.6%	1.33

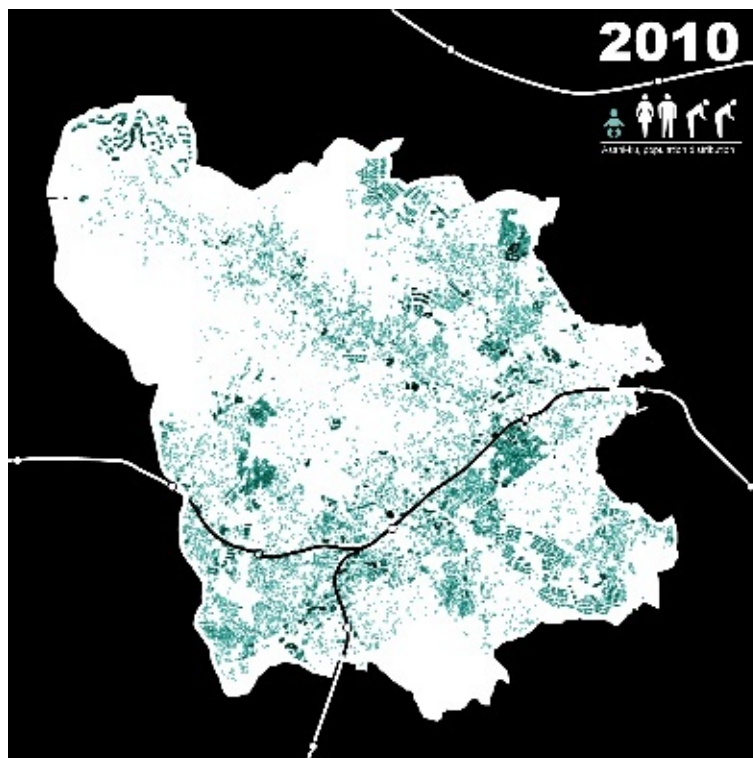
出典：横浜市統計書、横浜市将来人口推計

## ■年少者、後期高齢者の分布状況（予測）

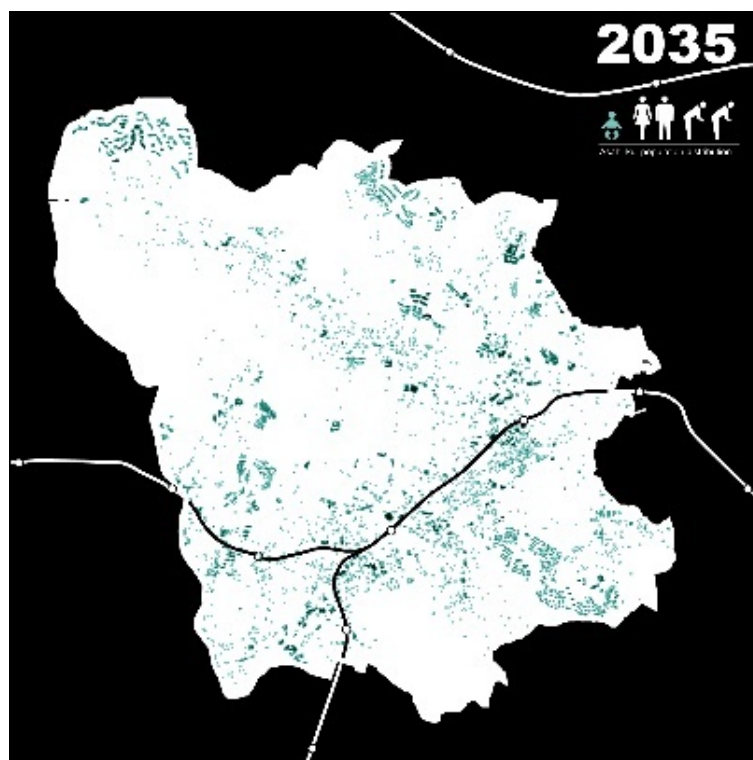
国勢調査、将来の人口推計、都市計画基礎調査の住宅の延べ床面積のデータから、平成 22（2010）年および平成 47（2035）年の人口の分布を予測したデータです。

人一人を、小さな色のついた「・」で示しています。

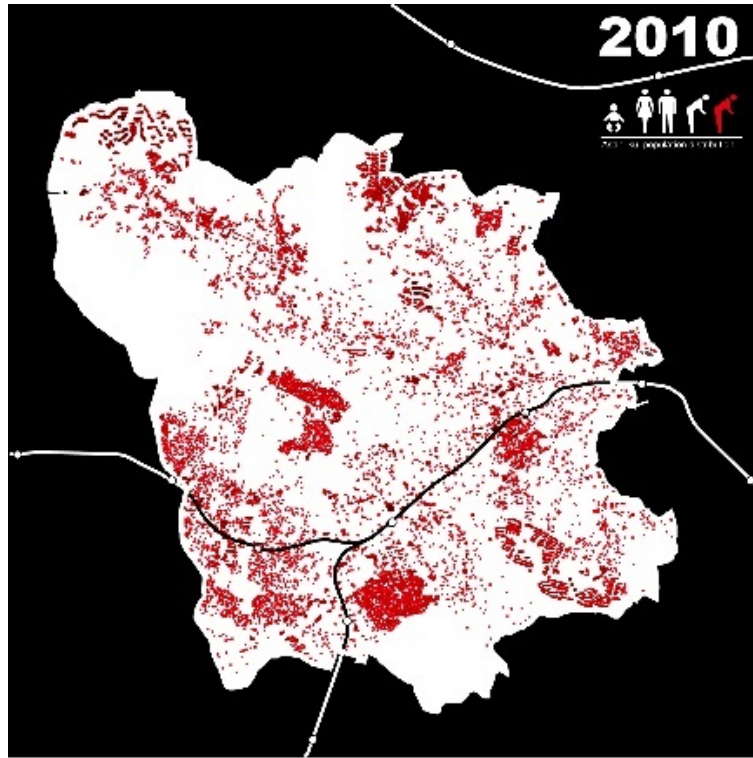
《年少者の分布 平成 22（2010）年》



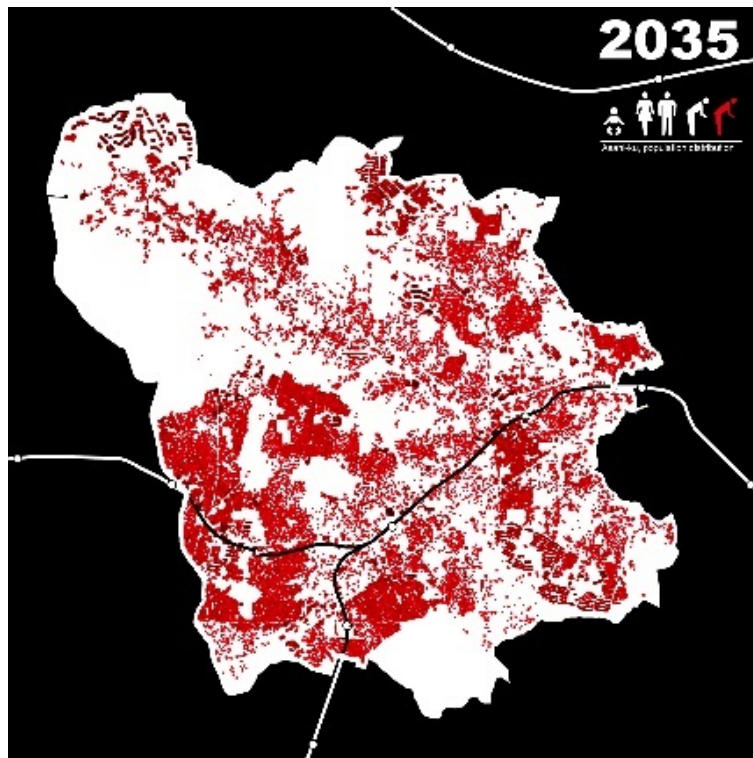
《年少者の分布 平成 47（2035）年》



《後期高齢者の分布 平成 22 (2010) 年》

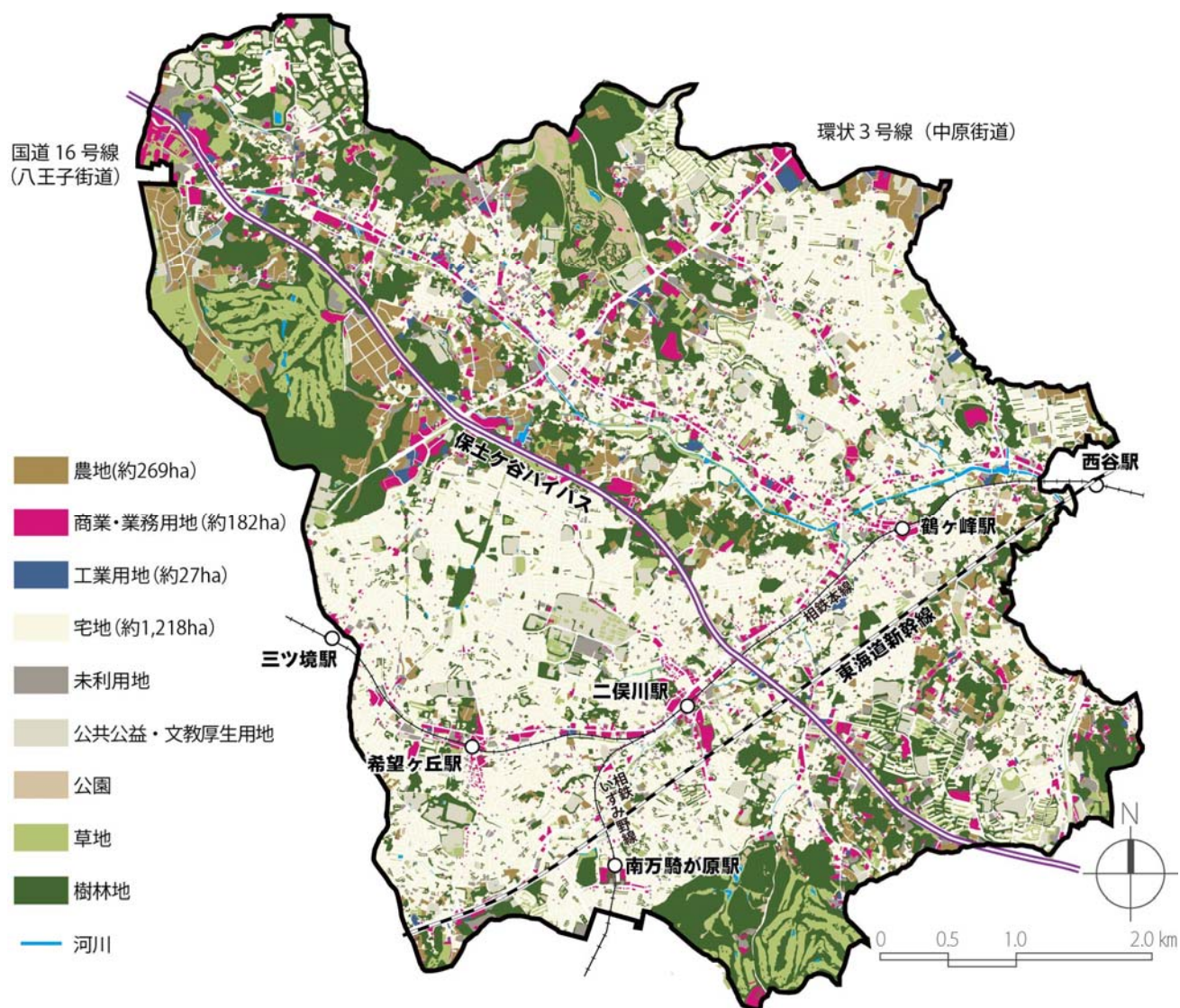


《後期高齢者の分布 平成 47 (2035) 年》



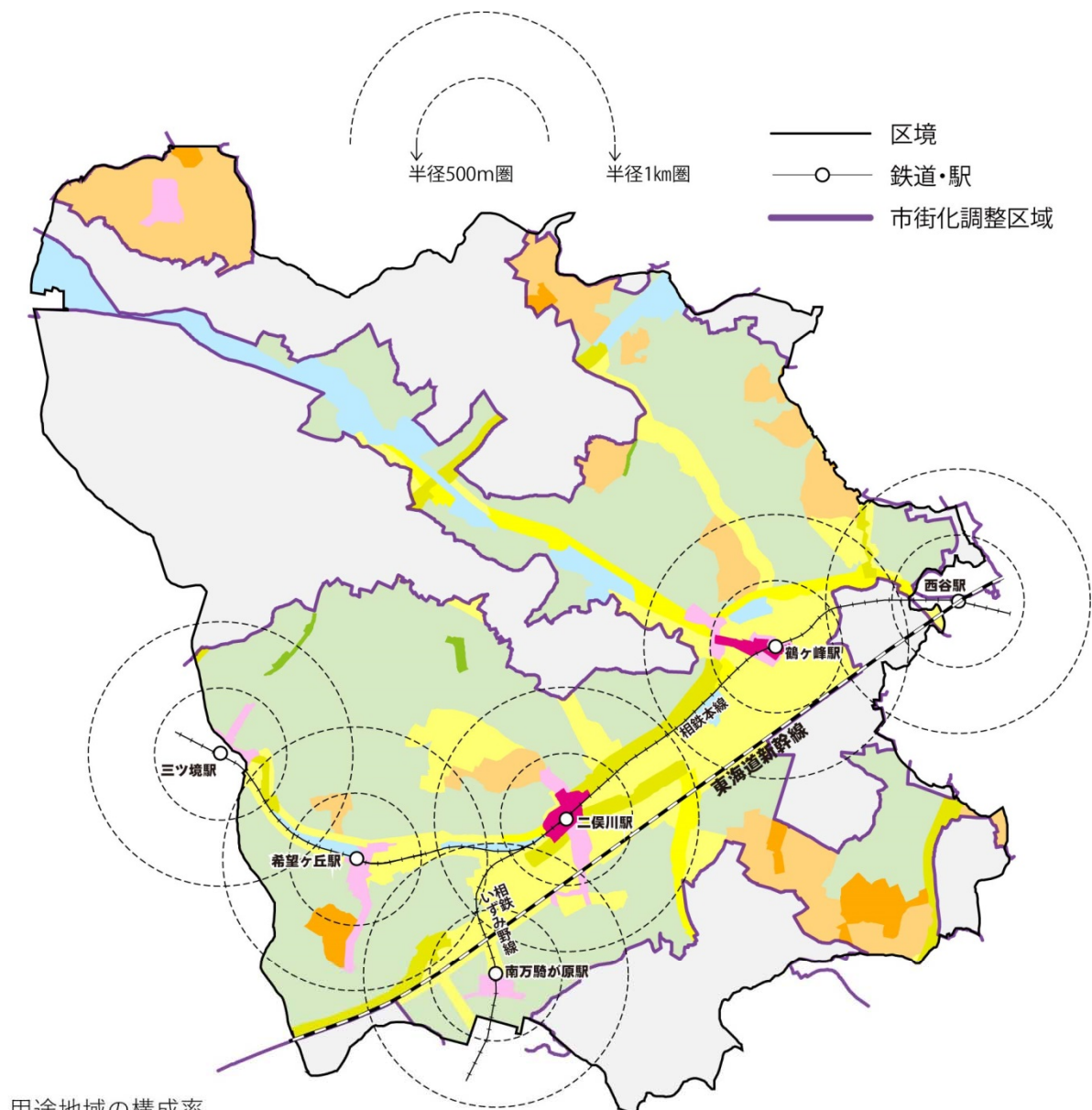
## 2. 土地利用に関するデータ

### ■土地利用の現況



出典：平成 25 年横浜市都市計画基礎調査、平成 26 年第 10 次緑地環境診断調査

## ■用途地域の指定状況



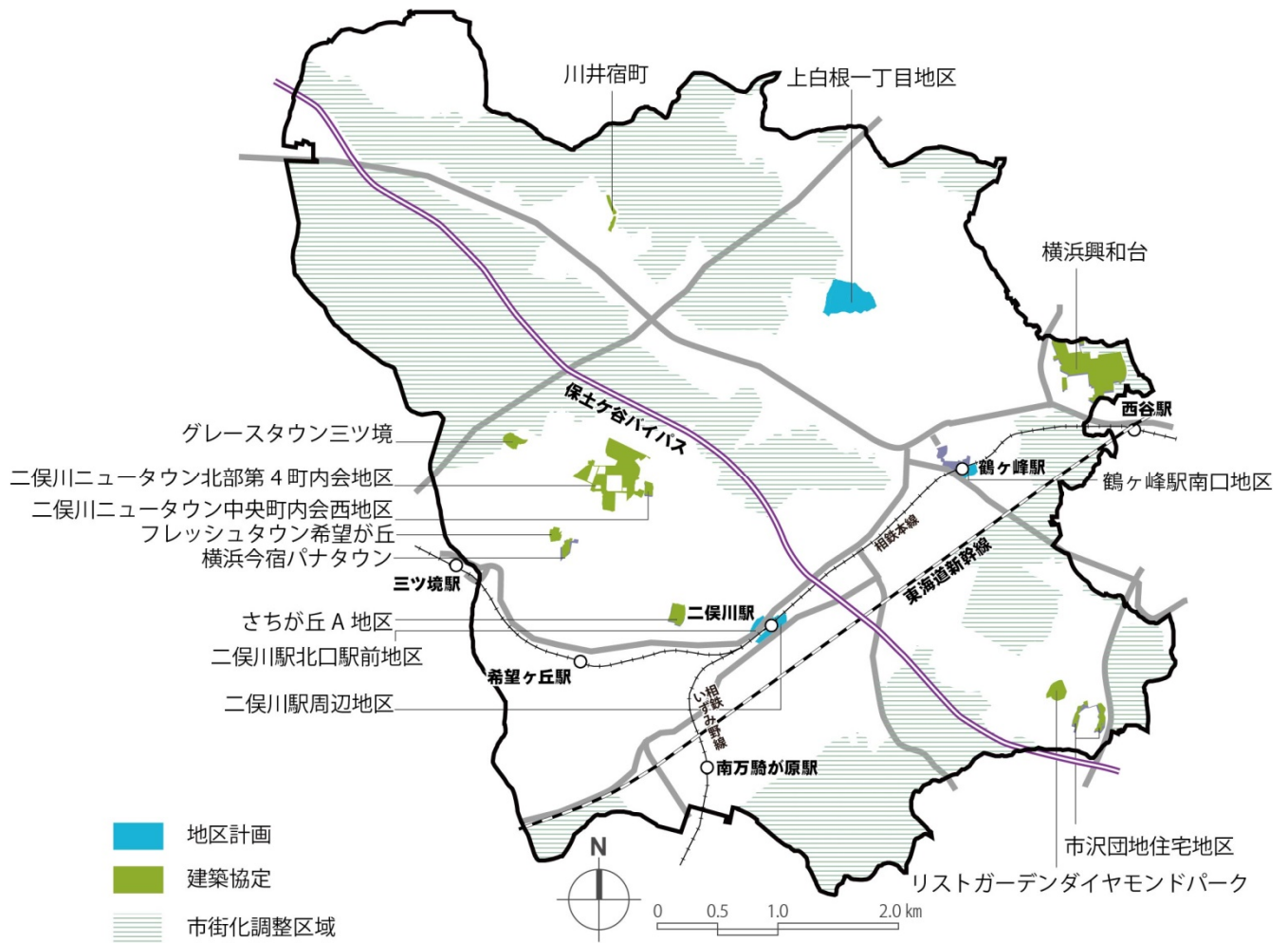
### 用途地域の構成率

(平成29年1月31日時点)

市街化調整区域	39.04%	第一種低層住居専用地域	54.12%
市街化区域	60.96%	第二種低層住居専用地域	0.28%
		第一種中高層住居専用地域	12.54%
		第二種中高層住居専用地域	1.92%
		第一種住居地域	16.43%
		第二種住居地域	2.65%
		準住居地域	3.69%
		近隣商業地域	2.18%
		商業地域	0.61%
		準工業地域	5.58%

内訳

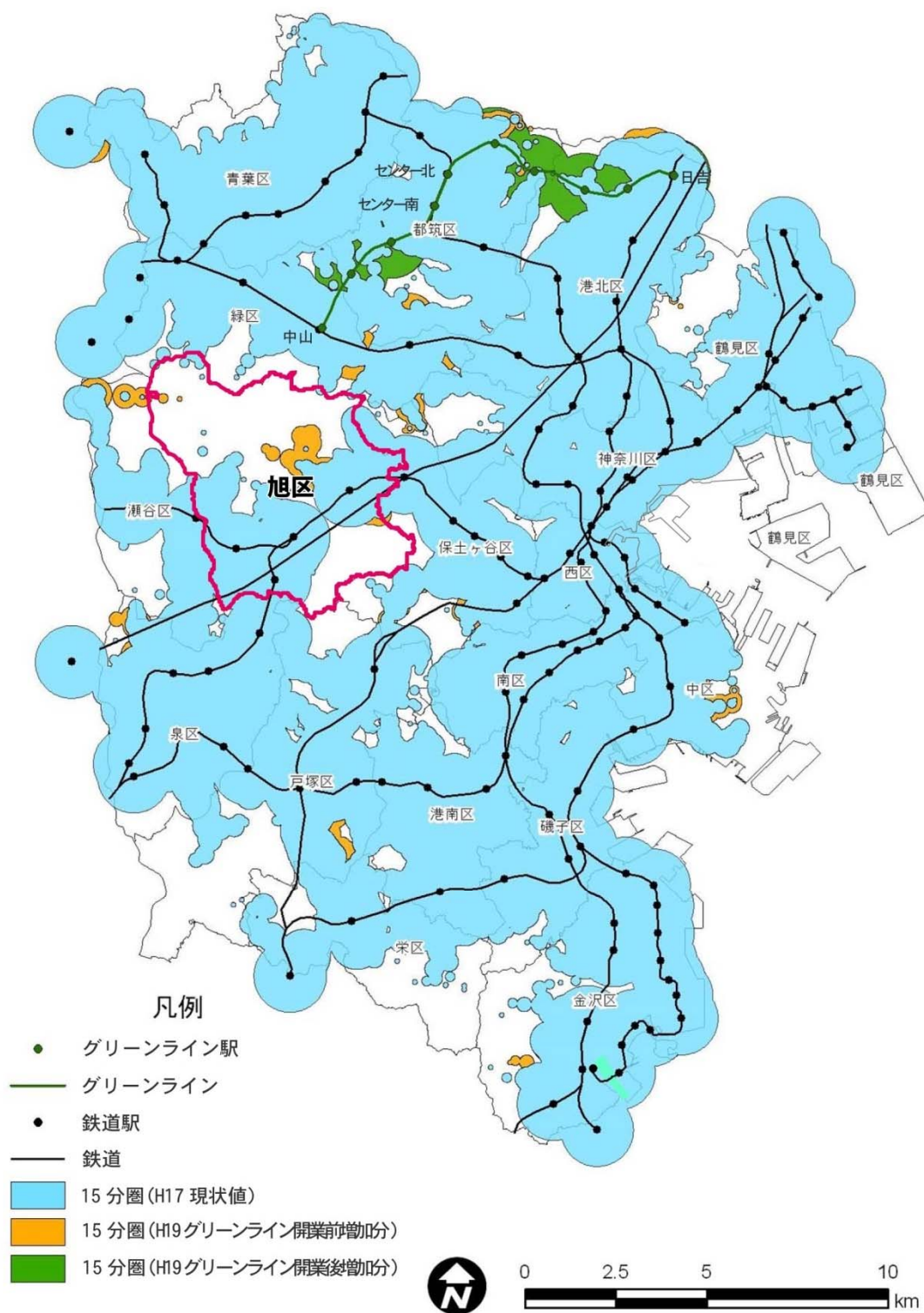
■地域まちづくり等の取組状況



(平成 29 年 1 月 31 日時点)

### 3. 交通に関するデータ

#### ■最寄り駅までおおむね 15 分で到達できるエリア



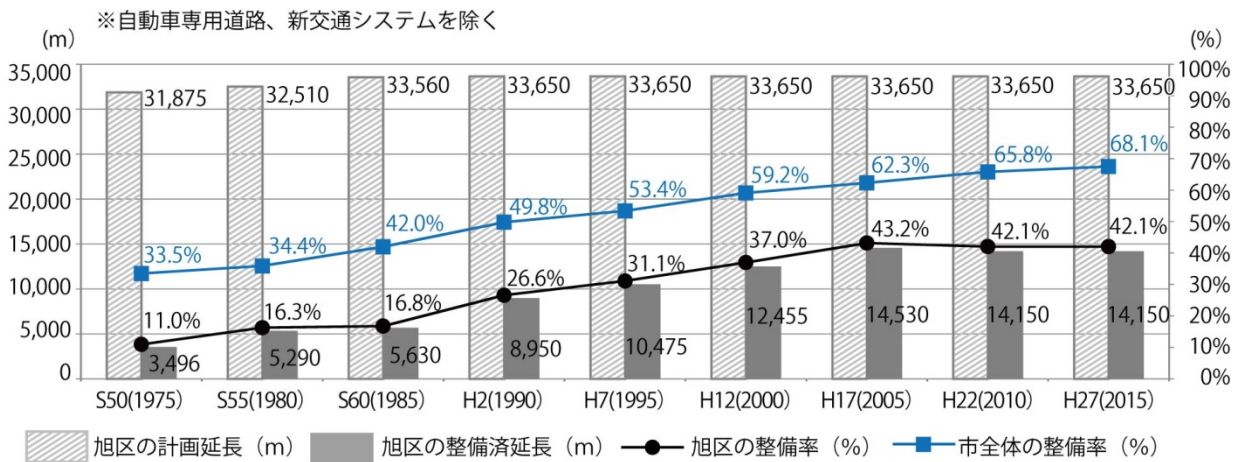
※「横浜市都市計画マスタープラン全体構想（平成 25 年 3 月）」を一部加工

## ■18 区の都市計画道路整備率

区名	計画延長 (km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
鶴見	58.830	36.040	61.3
神奈川	41.300	26.800	64.9
西	21.330	20.900	98.0
中	41.150	38.570	93.7
南	16.960	15.210	89.7
港南	30.890	26.260	85.0
保土ヶ谷	31.020	15.140	48.8
<b>旭</b>	<b>33.650</b>	<b>14.150</b>	<b>42.1</b>
磯子	23.930	22.380	93.5
金沢	38.340	26.440	69.0
港北	55.350	23.950	43.3
緑	33.290	25.080	75.3
青葉	45.600	34.700	76.1
都筑	64.040	60.080	93.8
戸塚	52.960	32.070	60.6
栄	27.390	11.430	41.7
泉	34.210	20.500	59.9
瀬谷	29.030	13.920	48.0
<b>合計</b>	<b>679.270</b>	<b>463.620</b>	<b>68.3</b>

出典：横浜市道路局（平成 29 年 3 月 31 日時点 自動車専用道路、新交通システムを除く）

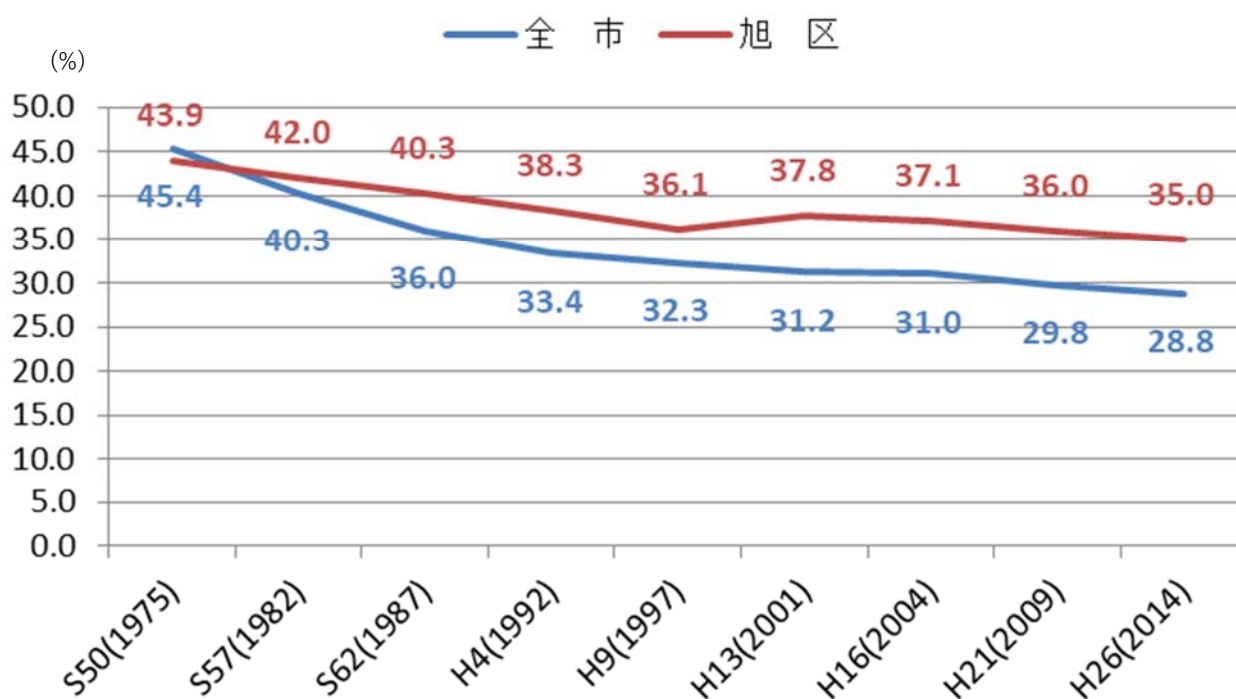
## ■都市計画道路整備率の推移





## 4. 環境に関するデータ

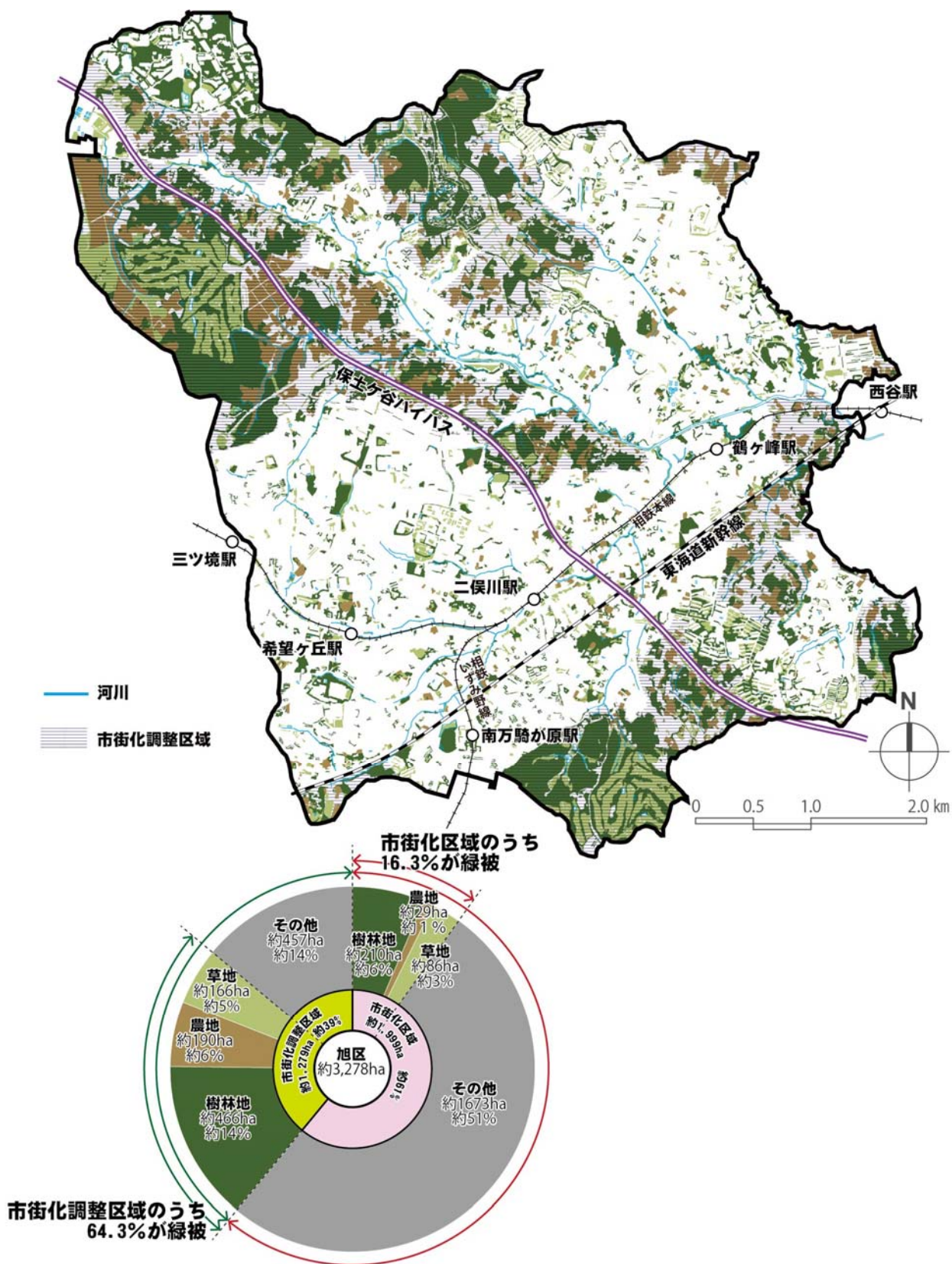
### ■緑被率の推移



※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。

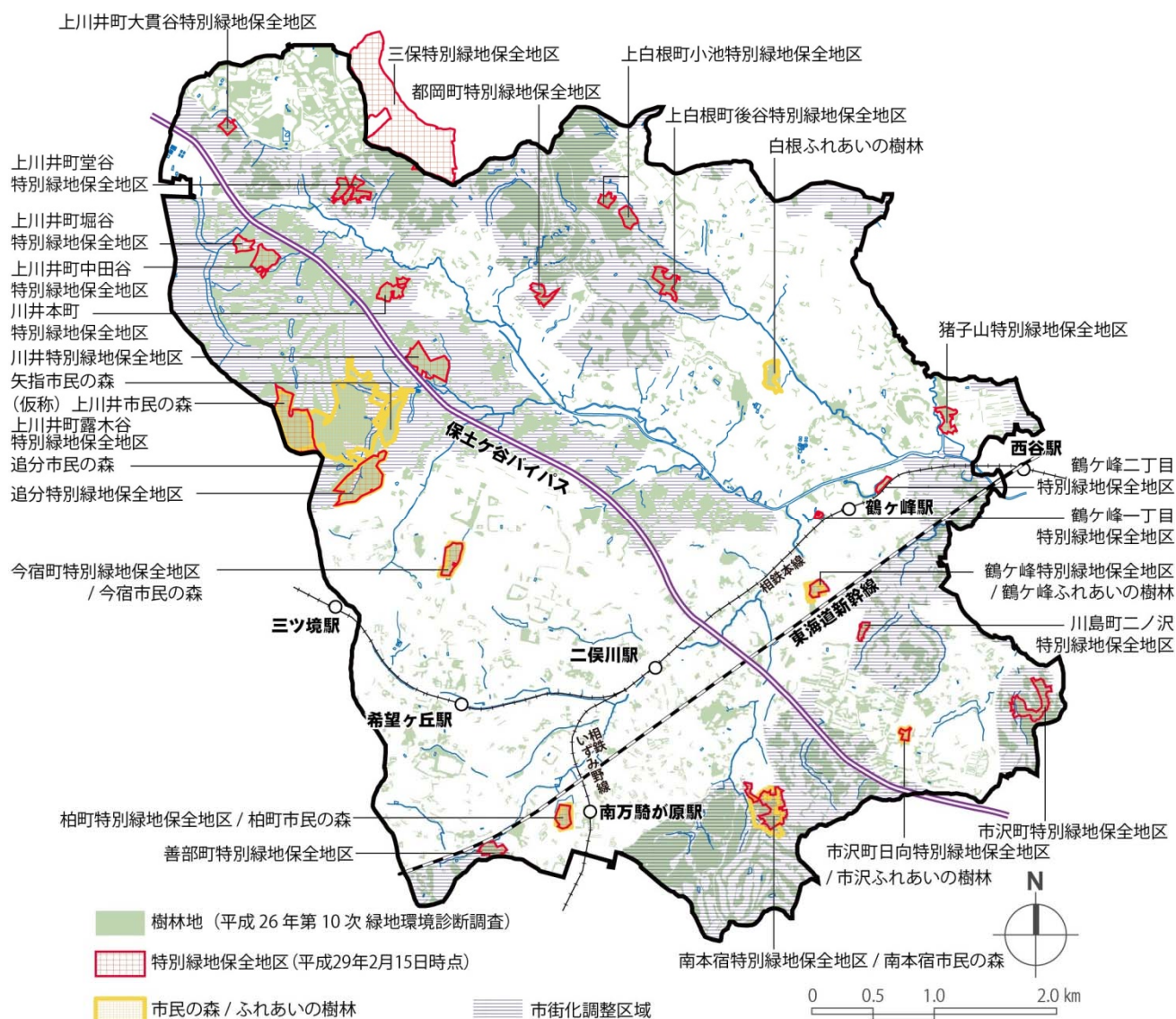
出典：横浜市統計書

■緑被分布の現況

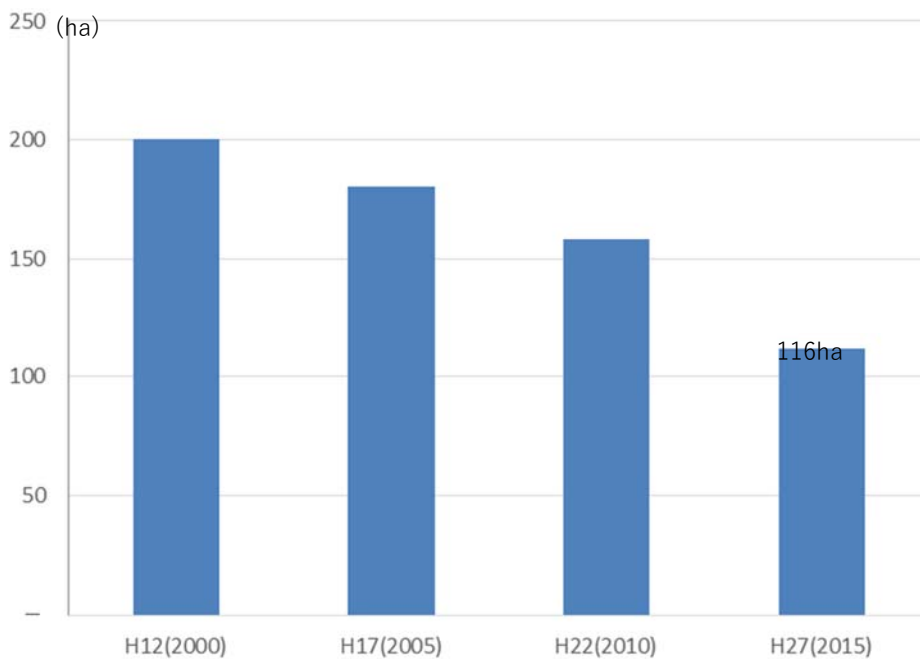


「平成 26 年第 10 次緑地環境診断調査」を基に作成

## ■緑地保全制度の指定状況

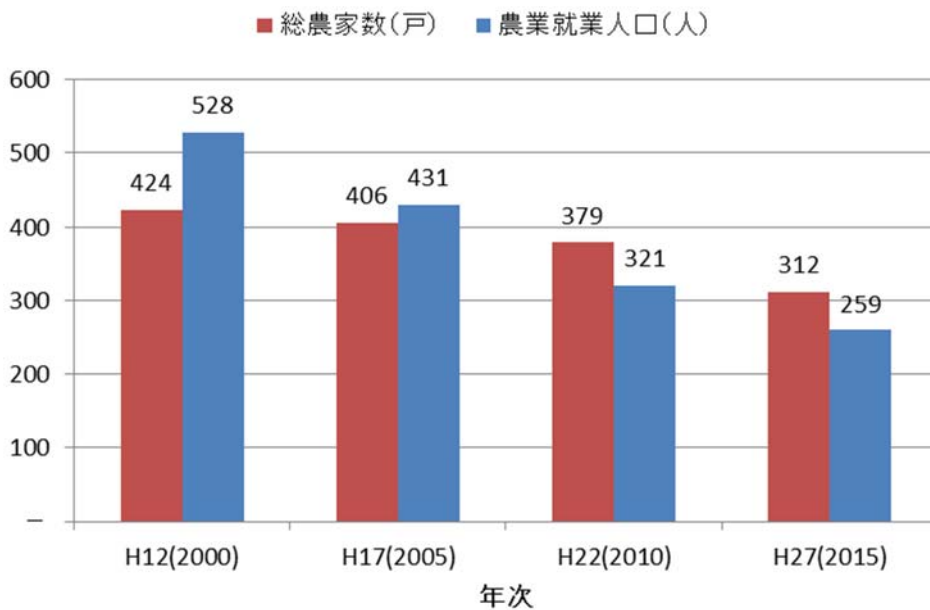


## ■区の経営耕地面積の推移



出典：農林業センサス

## ■区の農家数、農業就業人口の推移



出典：農林業センサス

農業就業人口：自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

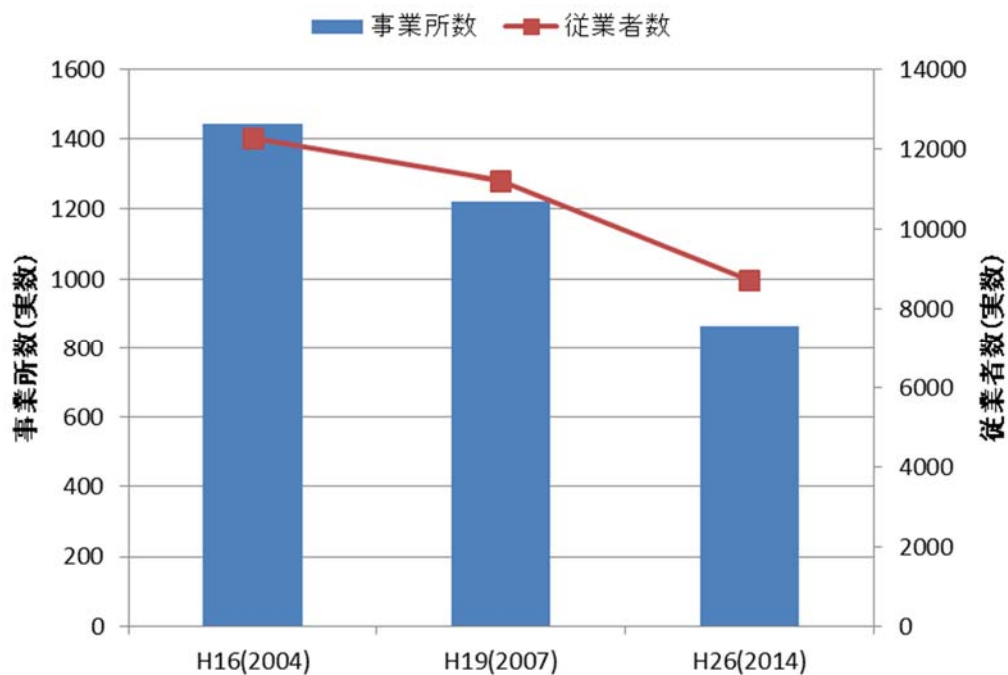
## 5. 魅力と活力に関するデータ

### ■区の産業分類別従業者数、事業所数

産業分類	従業者数		事業所数	
	実数	構成比	実数	構成比
<b>医療、福祉</b>	<b>16,021</b>	<b>26.2%</b>	<b>710</b>	<b>12.7%</b>
卸売業、小売業	11,671	19.1%	1,229	21.9%
宿泊業、飲食サービス業	5,510	9.0%	580	10.3%
建設業	5,161	8.4%	785	14.0%
教育、学習支援業	4,708	7.7%	304	5.4%
運輸業、郵便業	3,326	5.4%	126	2.2%
生活関連サービス業、娯楽業	3,147	5.1%	518	9.2%
サービス業(他に分類されないもの)	2,994	4.9%	274	4.9%
製造業	2,831	4.6%	250	4.5%
不動産業、物品賃貸業	1,584	2.6%	433	7.7%
公務	1,165	1.9%	14	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	993	1.6%	231	4.1%
金融業、保険業	949	1.6%	59	1.1%
複合サービス事業	583	1.0%	24	0.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	292	0.5%	6	0.1%
情報通信業	176	0.3%	56	1.0%
農業、林業	49	0.1%	9	0.2%
全産業	61,160	100.0%	5,608	100.0%

出典：平成 26 年経済センサス

### ■区の卸売業・小売業の事業所数・従業者数の推移



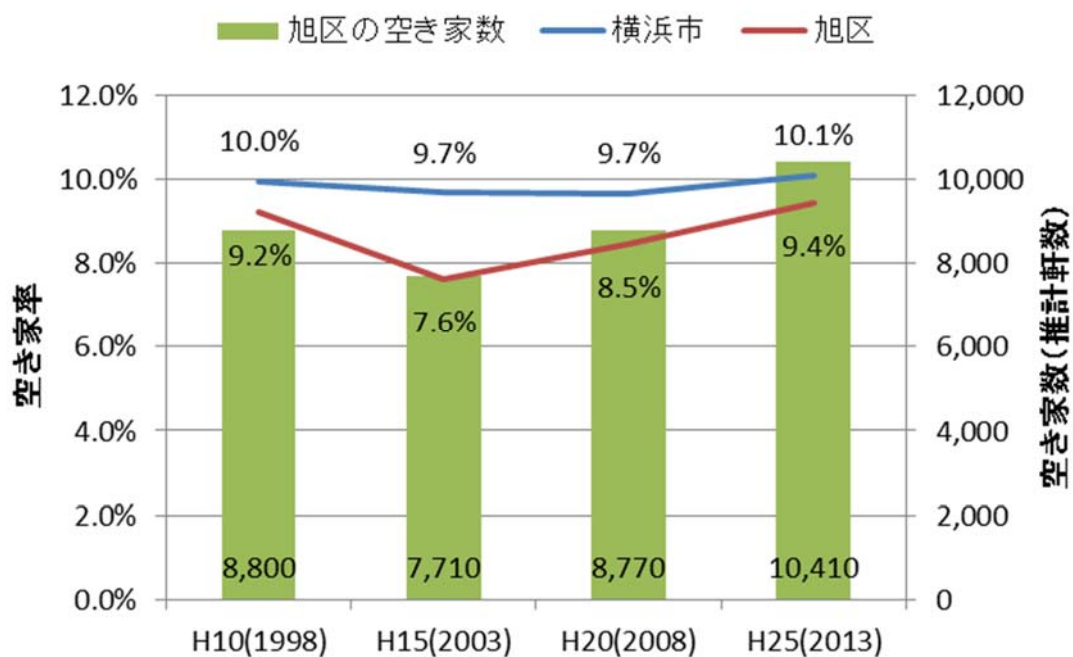
出典：商業統計調査

## 6. 防災と防犯に関するデータ

### ■地震による震度階予測

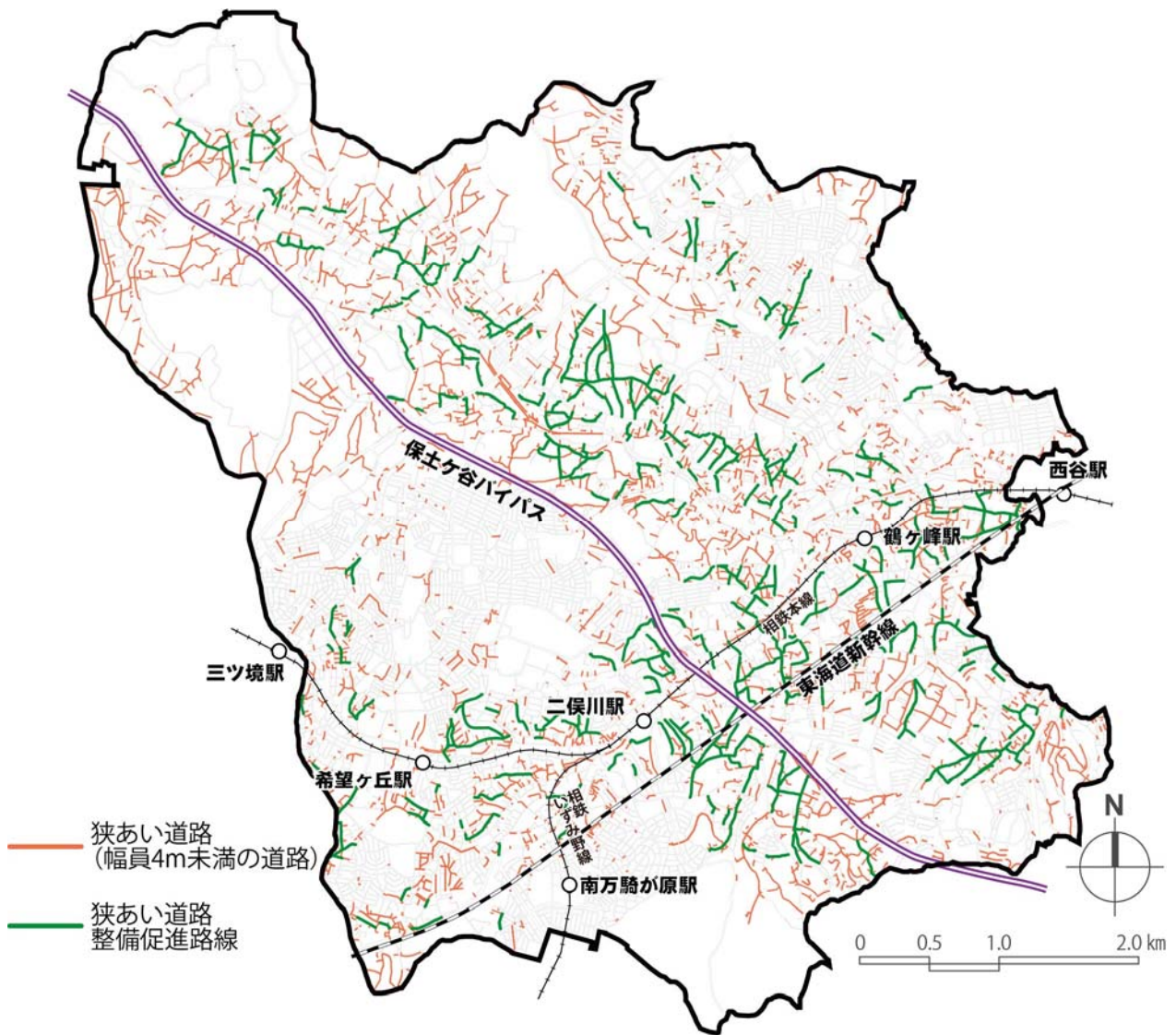


### ■空家の状況



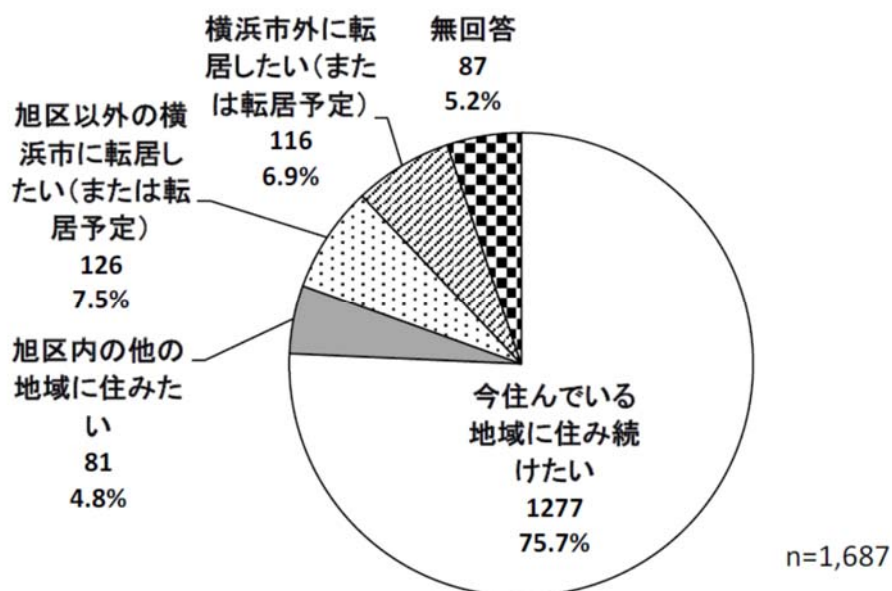
出典：住宅土地統計

■幅員 4m 未満の狭あい道路と狭あい道路整備促進路線（平成 26 年時点）

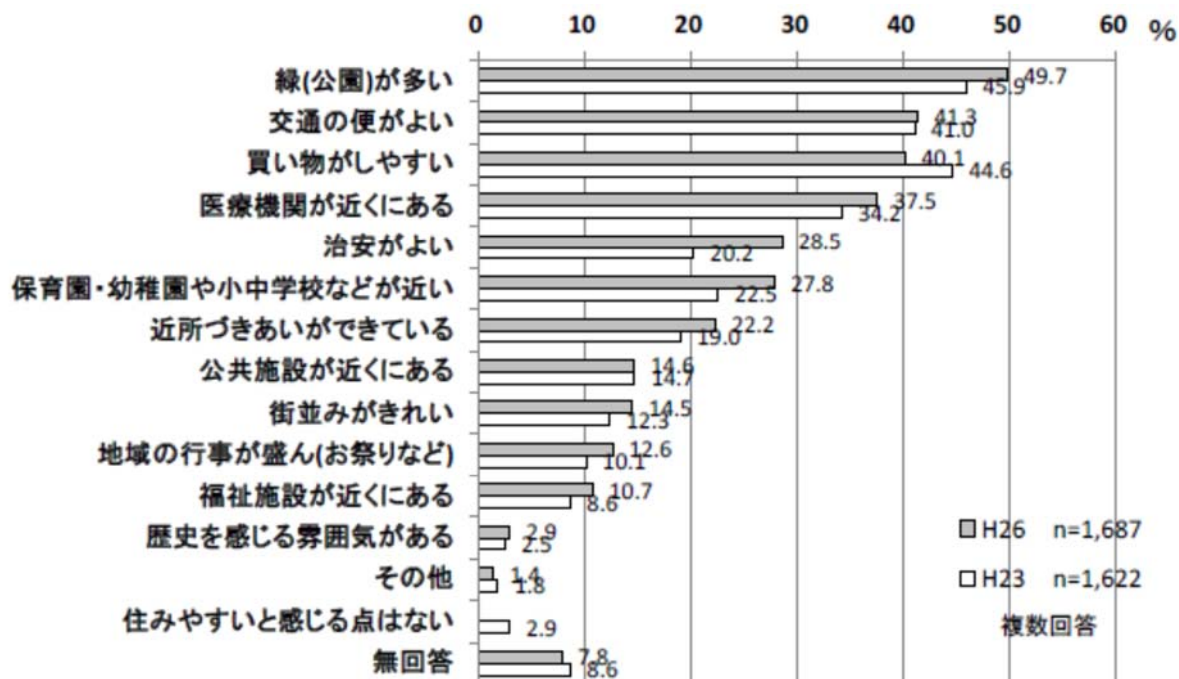


## 7. 平成 26 年度旭区区民意識調査結果（抜粋）

### 【定住意向】

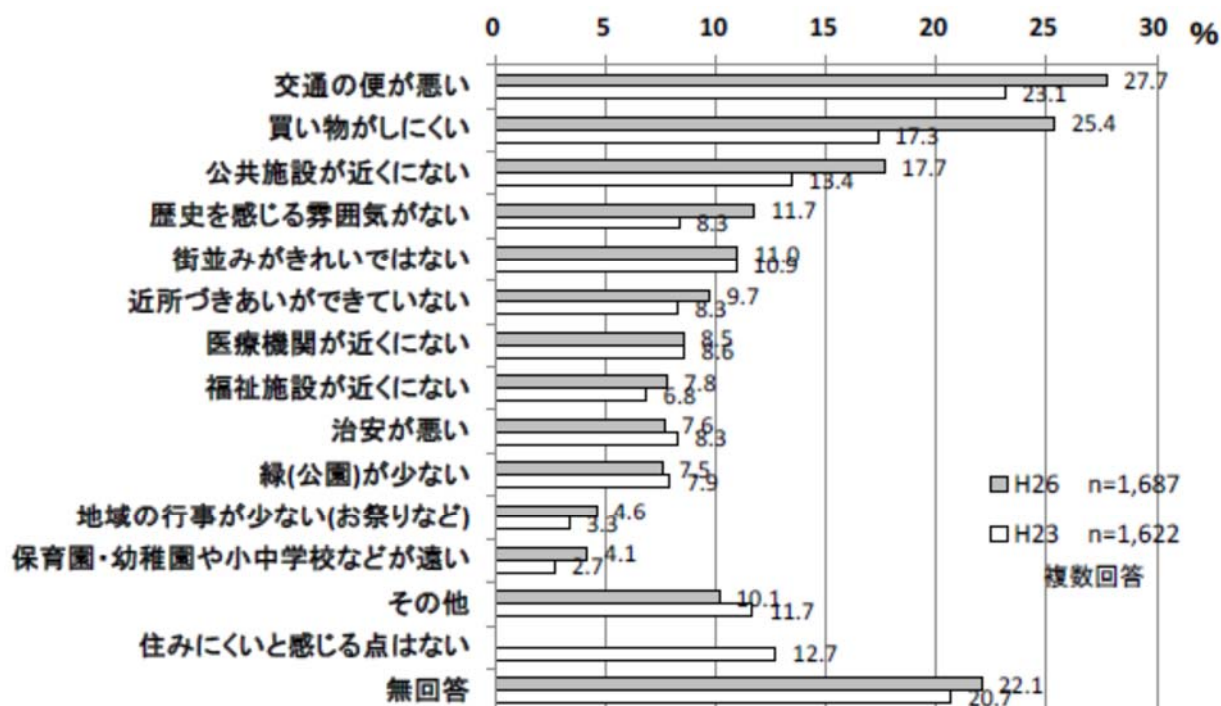


### 【住みやすさ】

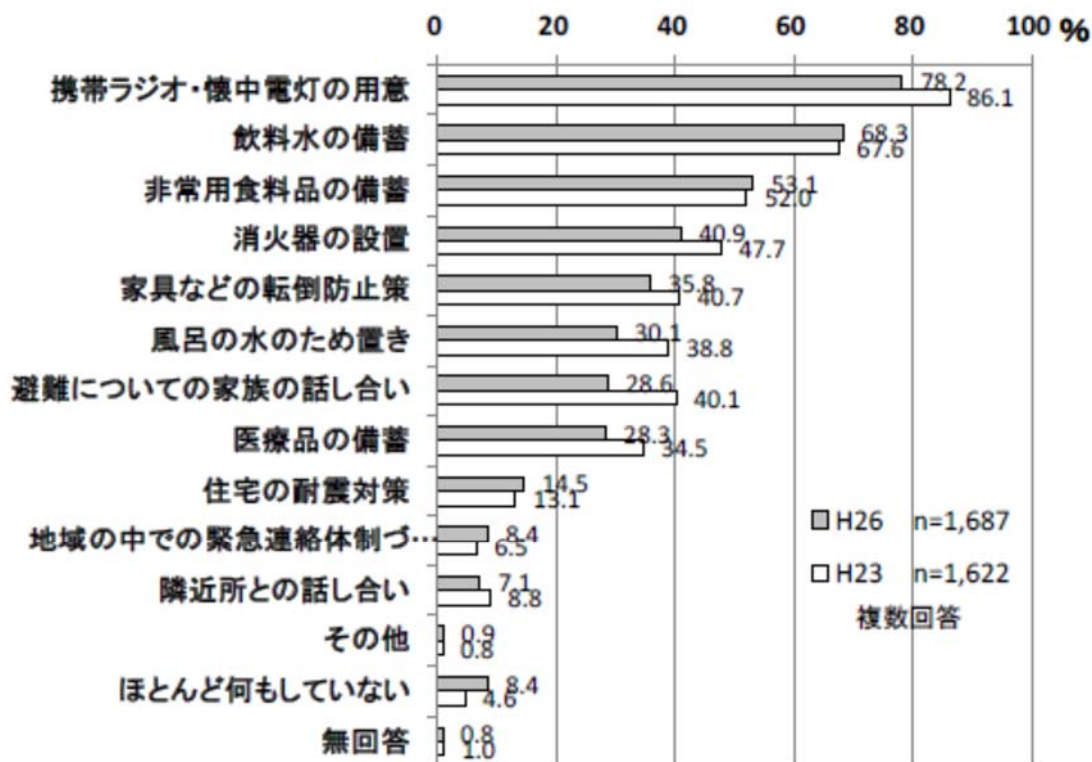




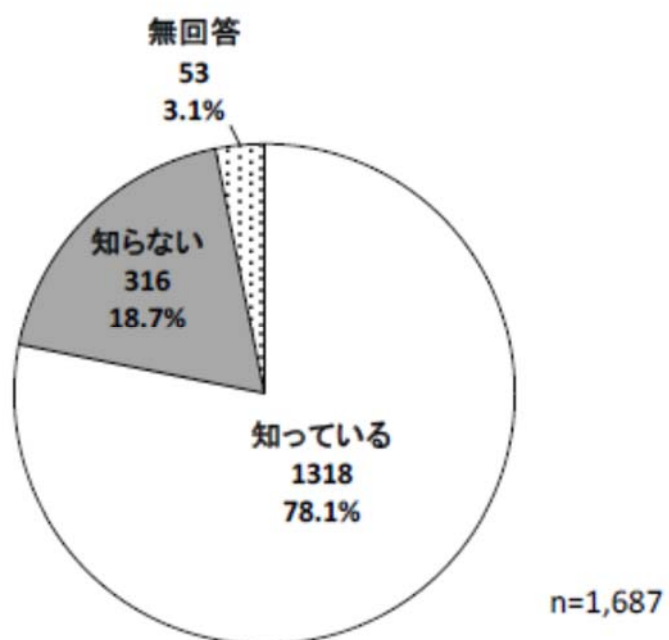
### 【住みにくさ】



### 【震災などの災害に対する備え】



【各自の地域防災拠点（震災時避難場所）の把握状況】



## 【参考3】用語の解説

各用語の数字は本文掲載ページです。「前」は前書きの「改定にあたって」の部分。

### ●2025年問題：前,19

人口の多い団塊の世代（1947～1949年生まれ）が2025年までに後期高齢者（75歳以上に）になることにより、医療・介護等の社会保障費の急増が懸念されている。

### ●3R（リデュース、リユース、リサイクル）：18

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成23）年1月）（横浜市資源循環局））

### ●FCV：15,18

水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載し、そこで作られた電気を動力源としてモーターで走行する自動車。

### ●NPO：18

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998（平成10）年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を取得できる。（「横浜市住生活基本計画（2018（平成30）年2月）」（横浜市建築局））

### ●開かずの踏切：11,14

ピーク時に1時間あたりの遮断時間が40分を超える踏切。

### ●雨水浸透ます：18,25

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填し、そこから雨水を地下に浸透させるもの。（「横浜市下水道計画指針（2010（平成22）年4月）」（横浜市環境創造局））

### ●雨水貯留施設：18

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）のほか、浸透側溝、透水性舗装（浸透性平板も含む。）等がある。（「雨水浸透施設設置基準（2011（平成23）年4月）」（横浜市環境創造局））

### ●温室効果ガス：15, 18

地表面から放射される熱を吸収することで地球の平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大しており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気象が引き起こされ、問題となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」「メタン（CH<sub>4</sub>）」「一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）」「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」「パーフルオロカーボン（PFC）」「六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）」の6物質が指定されており、平成27年4月からは新たに「三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）」が追加された。

（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

### ●神奈川東部方面線：前, 10, 13, 21

相模鉄道西谷駅からJR東日本東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を整備する、相鉄・JR直通線と、横浜羽沢駅付近から新横浜を經由し、東京急行電鉄日吉駅までの区間に連絡線を整備する相鉄・東急直通線により、横浜西部から東京都心への速達性の向上を図る事業のこと。

### ●急傾斜地崩壊危険区域：25

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには県知事の許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

### ●狭あい道路：14, 23, 25, 32, 50

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

### ●狭あい道路整備促進路線：23, 50

幅員4メートル未満の狭あい道路のうち、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークが形成されるように、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭あい道路拡幅整備事業により、後退用地における門・堀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

### ●グリーンロード：3

旭区では、豊かな自然が残る区の特徴を活かした「旭区グリーンロード構想」を推進している。この構想は、街路樹

や遊歩道、公園などを緑でつなげ、区全体がひとつの大きな公園となることをイメージしたものである。

●景観協定：9

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

●建築協定：9

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（2014（平成26）年5月）」（横浜市都市整備局）参考）

●源流の森保存地区：17

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市源流の森保存事業実施要綱」に基づき、市街化調整区域における1,000平方メートル以上のまとまりのある樹林地について、土地所有者と原則10年間以上の源流の森保存契約を結び、市街化調整区域の良好な樹林地を保全する制度のこと。

●コージェネレーションシステム：18

発電をしながら、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに有効利用するシステムのこと。一般に、燃料を燃やす火力発電所のエネルギー効率は40パーセント程度だが、コージェネレーションシステムでは電気と熱利用を合わせた総合効率は80パーセント近くになり、省エネルギー、二酸化炭素削減効果がある。また、電力需要のピーク時に稼働させることによって、電力会社から供給される商用電力の負荷を平準化させることができる。さらに、コージェネレーションと商用電力が連系することで、電源の二重化・安定化によるエネルギーセキュリティの向上を図ることができる。

●コンベンション：21

Convention。会議形式で行うイベントのこと。シンポジウム、講演会、大会などの形式がある。

横浜市は、都市別コンベンション参加者総数が、全国第1位（日本政府観光局「2014年国際会議統計」より）。2010（平成22）年11月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議、2013（平成25）年6月の第5回アフリカ開発会議（TICADV）が開催されるなど、実力、実績ともに世界が認めた国際コンベンション都市である。

●再生可能エネルギー：18

永続的に利用することができる非化石エネルギー源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

●里山：18

雑木林を中心に、畑や水田、草原などにより構成される谷戸やその周辺を含む様々な自然環境により構成される地形や環境のこと。石油などの化石燃料の使用が一般化する以前は、雑木林は人々が暮らすための食料や燃料の供給源として重要な役割を果たしてきた

●市民の森：17

緑の環境をつくり育てる条例及び横浜市市民の森設置事業実施要綱に基づき、おおむね2ヘクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散歩道、ベンチなど簡易な施設整備を行い、市民に憩いの場を提供するもの。散策路や広場の清掃・パトロールなど通常の管理は、地域の「市民の森愛護会」が行い、所有者には奨励金を交付している。

●遮熱性舗装：18

表面に太陽光を反射する塗料等を塗布することで、舗装の温度上昇を抑制する性能を持つ舗装のこと。

●DID（人口集中地区）：34

国勢調査ごとに設定され、統計データに基づいて一定の基準により定められた「都市的地域」のこと。英語による“Densely Inhabited District”を略してDIDと呼ばれる。以下の3点を条件とする。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とすること。
- (2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有すること。

●すず風舗装：18

路面温度の上昇を抑制することでヒートアイランド現象を緩和する効果のある舗装のことで、横浜市独自の呼び名。保水性舗装と遮熱性舗装の2種類を行っている。

●生物指標：15

指標となる生物の出現状況から環境の状態を評価するもので、本市では3～4ごとに河川や海域の生物調査（魚類

や底生動物、藻類など)を行い、水質の評価を行っている。  
〔横浜市水と緑の基本計画(2016(平成28年)6月)〕  
(環境創造局)

●生物多様性：前, 5,15, 17,18

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。〔横浜市環境管理計画(2015(平成27)年1月)〕(横浜市環境創造局)

●ソーシャルビジネス：19,22

Social business。社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの。以下の(1)~(3)の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。

(1)【社会性】現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること

(2)【事業性】(1)のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと

(3)【革新性】新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

〔ソーシャルビジネス研究会報告書(2008年(平成20)年4月)〕(経済産業省)

●地区計画：9

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

●透水性舗装：18

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生を軽減や地下水のかん養等の効果がある。

●特別緑地保全地区：10, 17

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境を形成している緑地を対象に、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

●都市型住宅：9,21

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスと

の複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的な生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。〔横浜市都市計画マスタープラン全体構想(2013年(平成25)年3月)〕(横浜市都市整備局)参考)

●都市計画道路：11, 13, 21, 43

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

●土砂災害警戒区域等：25

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示する区域のこと。

●内水：25

大雨などによって、降った雨が下水道管や水路等から河川等へ排水できずに、マンホールや雨水桝等から溢れ出ること。〔内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A(2015(平成27)年4月)〕(環境創造局)

●農業振興地域：17

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する地域のこと。

●農用地区域：17

農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域を指す。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備基本計画」で定められる。

●バスベイ：13

バス乗降客のため、本線車道から分離して設けたバスの停車帯のこと。本線車線から分離しているため、後続車の追越しが容易になる。

●畠山重忠：10

鎌倉時代に活躍した武将で、幕府を開くときにも力をつくり、源頼朝にたいへん信頼されていた。源義経とともに一の谷や屋島で平氏と戦い、奥州征伐でも活躍したといわれている。現在の、埼玉県深谷市畠山(旧川本町)で生まれ、嵐山町に屋敷を構えていたが、幕府の権力争いにまきこまれ、鎌倉に向かう途中、鶴ヶ峰付近で討ち死にした。地元の人たちは、その人柄をしのび、八百年以上たった今でも語り継いでおり、旭区内には、重忠ゆかりの史跡がたくさん残っている。

●バリアフリー法：14

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

●ヒートアイランド：15, 17, 18

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれる。

●ふれあいの樹林：46

市街化区域内の小規模樹林地等（1～2ヘクタール）を対象に、所有者と原則10年間以上の賃貸借契約を結び、広場、散策路などの施設整備を行い、地域のふれあいの場として活用しているもの。散策路や広場の清掃・パトロールなど通常の管理は、周辺の住民を中心とした愛護会が行う。

●保水性舗装：18

空隙の多い舗装に水を吸収する保水材をしみこませた舗装のこと。この水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制する効果がある。

●横浜環状鉄道：9, 13, 21

交通政策審議会答申第198号に「横浜環状鉄道の新設（日吉～鶴見、中山～二俣川～東戸塚～上大岡～根岸～元町・中華街）」として位置づけられている路線のこと。なお、中山～日吉間は市営地下鉄グリーンラインとして供用中である。

●横浜環状北西線：14

横浜市の道路ネットワークの骨格を形成する横浜環状道路（自動車専用道路）の一部。横浜環状道路は横浜都心から半径10～15kmを環状に結ぶ計画で、南線（横浜横須賀道路釜利谷ジャンクション～（仮称）戸塚インターチェンジ）・北西線（（仮称）東名高速道路横浜青葉インターチェンジ・ジャンクション～第三京浜道路横浜港北ジャンクション）が事業中であり、平成29年3月18日に横浜北線が完成した。

●緑地保存地区：17

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市緑地保存事業実施要綱」に基づき、市街化区域における500平方メートル以上のまとまりのある樹林地を対象に、土地所有者と

緑地保存契約を結び、市街化区域の身近な樹林地を保全する制度のこと。

●緑被率：15, 44

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から300平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

●連続立体交差化：前,10, 13, 14, 17, 21,25

都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。



旭区マスコットキャラクター  
あさひくん

横浜市都市計画マスタープラン 旭区プラン 平成 30 年 11 月 発行

横浜市 旭区 区政推進課

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 旭区役所 (23 番窓口)

TEL:045-954-6026 FAX:045-951-3401 E-Mail : as-machirule@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL:045-671-2696 FAX:045-663-8641 E-Mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp